

1. 件名：「島根原子力発電所2号炉の地震等に係る新基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(158)」

2. 日時：令和3年4月19日（月）16時00分～18時30分

3. 場所：原子力規制庁9階耐震会議室

4. 出席者（※：テレビ会議システムによる出席）

原子力規制庁：内藤安全規制調整官、熊谷管理官補佐、佐口主任安全審査官、海田主任安全審査官、谷主任安全審査官、菅谷技術研究調査官、松末技術参与

中国電力株式会社：山田常務執行役員 他11名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 提出資料

- ・ 島根原子力発電所2号炉 新規制基準適合性に係る審査を踏まえた検討・反映事項について
- ・ 島根原子力発電所 地盤（敷地周辺の地質・地質構造）（参考資料）
- ・ 島根原子力発電所 地盤（敷地の地形，地質・地質構造）
- ・ 島根原子力発電所 地盤（敷地の地形，地質・地質構造）（補足説明）
- ・ 島根原子力発電所 地盤（敷地の地形，地質・地質構造）耐震重要施設等の基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価（参考資料）
- ・ 島根原子力発電所2号炉 津波評価について
- ・ 島根原子力発電所2号炉 津波評価について（補足説明）
- ・ 島根原子力発電所2号炉 津波評価について（参考資料）

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	規制庁クマガエです。
0:00:05	それは島根原子力発電所のまとめ資料を今日は津波と敷地内についてのヒアリングを始めていきたいと思います。それではよろしく願いいたします。
0:00:16	中国電力のフジムラです。
0:00:18	本日付で御提出させていただいております。資料の確認をさせていただきます。
0:00:24	まず全体概要に関する資料といたしまして、Pd082 回 06 の資料が一部、
0:00:30	次に、敷地周辺に関する資料といたしまして、EP075 回 01 の参考資料が一部、
0:00:38	次に、敷地に関する資料ですが、
0:00:41	右肩No.EP073 の手術なっており、I04 の本編資料、
0:00:47	括弧法解 04 の補足説明資料となります。
0:00:51	次に、敷地並びに基礎地盤及び周辺斜面に関する資料といたしまして、EP 084 回 01 の参考資料が一部、
0:01:01	次に、津波に関する資料ですが、
0:01:04	右肩No.EP074 のシリーズとなっており、会議 05 の本編資料、
0:01:10	確保会 04 の補足説明資料、
0:01:13	EP07 対 02 の参考資料となります。
0:01:17	以上の 8 分です。
0:01:19	不足がないか確認をお願いします。
0:01:22	はい、規制庁クマガエです。資料そろっておりますのでよろしく願いいたします。
0:01:28	中国電力のフジムラです。
0:01:30	それでは敷地の地形、地質地質構造に関わるまとめ資料の御説明を行います。
0:01:36	まず、EP082 回 06 の全体概要の資料について御説明いたします。
0:01:41	全体概要資料の 2 ページ目をお願いします。
0:01:46	2 ページ目の一番上の行に、敷地の地形、地質地質構造についての概要を示しておりますが、
0:01:52	一番上と 2 番目のポツにおきまして、地質調査における評価結果の記載を追加しております。
0:01:58	まず一つ目のポツでは、文献調査及び変動地形、地形学的調査の結果、敷地には断層活動を示唆する。
0:02:07	地形変異変位地形リニアメントが認められないこと。

0:02:11	及び過褶曲部の深部における法面観察の結果、深部まで続く断層は認められないことから、敷地には震源として考慮する活断層は認められないと評価した旨を追記しております。
0:02:24	二つ目のポツでは、
0:02:27	地表地質調査等を踏まえ耐震重要施設の直下には相当斜交し、
0:02:32	火災を伴う断層及び支持地盤を切る地すべり面は認められないと評価した旨を追記しております。
0:02:40	以上の修正を踏まえまして、一番下の行におきまして結論の表現を具体的に見直しております。
0:02:47	敷地には震源として考慮する活断層は認められず、耐震重要施設等の直下には将来活動する可能性のある断層等は認められないと評価した旨を記載しております。
0:02:59	全体概要仕様に関する御説明は以上となります。
0:03:03	続きまして、EP073 回 04 の本編資料を用いまして、主な修正内容に絞って御説明いたします。
0:03:11	本編資料の 1 ページ目をお願いします。
0:03:19	1 ページは敷地の地質地質構造の概要を示しておりますが、
0:03:23	右上の評価内容の記載を修正しております。
0:03:26	敷地には震源として考慮する活断層は認められないこと。
0:03:30	耐震重要施設等の直下には相当斜交し破碎を伴う断層及び支持地盤を切る地すべり面は認められないことがわかるよう具体的に記載を見直しております。
0:03:41	8 ページをお願いします。
0:03:48	8 ページからは第 1 章といたしまして、敷地の地形、地質地質構造の評価についてお示しておりますが、前半では震源として考慮する活断層が敷地に認められないこと。
0:03:59	後半では、耐震重要施設等の直下に断層等が認められないことを確認する流れとなるような資料の構成を見直しております。
0:04:08	10 ページから 14 ページでは震源として考慮する活断層が敷地に認められないことを確認するため、
0:04:15	これまでもお示しておりました変動地形学的調査の結果や過褶曲部の調査結果を示しております
0:04:22	その結果を、結果のまとめを 15 ページにお示しております。15 ページをお願いします。
0:04:31	15 ページでは、資料構成の変更に伴いまして、前半における震源として考慮する活断層の有無についてのまとめを追加しております。

0:04:40	敷地には断層活動を示唆する変位地形リニアメントが認められないこと。
0:04:46	背斜軸の北側の過褶曲部は、
0:04:49	断層運動に起因する構造ではないと評価したことから、
0:04:52	敷地には震源として考慮する活断層は認められない旨を記載しております。
0:04:57	16 ページをお願いします。
0:05:02	16 ページからは、耐震重要施設等の直下における断層等の有無についてお示ししております。
0:05:08	16 ページでは、箱書きの一番下のポツを修正しておりますが、
0:05:12	地表地質踏査等を踏まえると、耐震重要施設等の直下には相当斜交し火災を伴う断層及び支持地盤を切る地すべり面は認められない旨を記載しております。
0:05:24	また、
0:05:25	地質断面図等の地質評価結果を補足説明資料の一章に追加しております。
0:05:31	18 ページをお願いします。
0:05:36	18 ページから 21 ページでは 2 号炉原子炉建物周辺における
0:05:41	地質断面及び底面写真を示しております。
0:05:45	それぞれのページの箱書きの結論におきまして、2 号炉原子炉建物周辺施設の直下には鍵層となる凝灰岩等が連続して分布しその食い違いが認められないことから、相当斜交した作用伴う断層、
0:06:00	及び支持地盤を切る地すべり面は認められない旨を規制して記載しております。
0:06:05	22 ページをお願いします。
0:06:12	22 ページでは、施設直下の断層の有無についてのまとめを示しておりますが、
0:06:17	地表地質踏査等を踏まえると、耐震重要施設等の直下にはそうと斜交し破碎を伴う断層及び支持地盤を切る地すべり面は認められない旨を記載しております。
0:06:28	27 ページをお願いします。
0:06:35	27 ページでは、耐震重要施設等の直下に分布するシームの一覧表を示しておりますが、
0:06:41	施設の区分ごとにまとめて直下に分布するシーム及びその乗数を表に整理しております。
0:06:47	なお、シームの確保だけを削除しておりますが、こちらにつきましては後程御説明いたします。
0:06:53	また、各施設の直下に分布するシームの詳細が一覧表につきましては、補足説明資料の 62 ページにお示ししております。

0:07:01	38 ページをお願いします。
0:07:10	38 ページでは、
0:07:12	接触に分布する断層等の有無に関しましてシームについてのまとめを示しております。
0:07:18	敷地にはシームが認められること。
0:07:21	シームは地層と同様の走向傾され残断続的に分布することから、
0:07:26	耐震重要施設等の直下には相当平行な断層としてシームが認められる旨を記載しております。
0:07:33	39 ページをお願いします。
0:07:37	39 ページでは第 1 章全体のまとめを示しております。
0:07:41	結論を下の黄色い箱書きで記載しておりますが、まず敷地には震源として考慮する活断層は認められません。
0:07:49	また、耐震重要施設等の直下には相当斜交しなさいよ伴う断層及び支持地盤起きる失礼 2 面は認められません。
0:07:58	しかしながら、敷地には相当平行な断層としてチームが認められることから、シームを対象に、かつ、活動性評価を行い、将来活動する可能性のある断層等に該当するかを評価します。
0:08:11	96 ページをお願いします。
0:08:22	96 ページ及び 97 ページでは、資料全体のまとめを示しております。
0:08:27	先ほど御説明いたしました第 1 章のまとめを一番上に伝えており、次の 2 相と 3 章では、前回までのヒアリングと同じ内容でシームの性状及び活動性についてのまとめを示しております。
0:08:40	97 ページをお願いします。
0:08:43	全体の結論を一番下の箱書きにお示しております。
0:08:47	まず敷地には震源として考慮する活断層ありません。
0:08:51	また、耐震重要施設等の直下には相当斜交し破碎を伴う断層並びに支持地盤を切る地すべり面が認められないこと。
0:08:59	設置許可に分布するシームは後期更新世以降に活動していないことから、施設所管には将来活動する可能性のある断層等がないと評価いたしました。
0:09:10	続きまして、2Pd073 確保。
0:09:14	04 の補足説明資料を用いてご説明させていただきます。
0:09:17	補足説明資料の 1 ページをお願いします。
0:09:29	補足説明資料では一生におきまして地質調査のデータを追加しております。
0:09:34	3 ページをお願いします。
0:09:39	3 ページでは本編資料で御説明しておりました変動地形学的調査に関しまして、発電所建設前の

0:09:46	地形立体図を拡大したものを示しております。
0:09:49	敷地には断層活動を示唆する変位地形及びリニアメントは認められません。
0:09:54	5 ページをお願いします。
0:09:58	5 ページでは地表弾性破探査の測線位置図を示しております。
0:10:03	図に赤枠で記載しております箇所におきまして、弾性破探査を実施しております。
0:10:08	その結果を 6 ページ以降に追加しております。
0:10:10	6 ページをお願いします。
0:10:15	地表弾性破探査の結果、
0:10:17	弾性破探査の精度において検出できるような断層示す低速度体は存在しないことを確認しております。
0:10:24	14 ページをお願いします。
0:10:31	14 ページから 16 ページでは地震動の資料でお示しておりました反射法探査及びオフセットVSP探査の結果を示しております。15 ページをお願いします。
0:10:43	こちらでは東西方向の結果を示しておりますが、東西方向の反射面は地下深部までほぼ水平に連続しており、
0:10:51	断層を示唆する特異な構造は見られません。
0:10:54	また、深度 1200mまでのP波速度は 3.5 から 5km毎秒程度であり、断層を示唆する低速度域はなりません。
0:11:04	南北方向の結果を 16 ページにお示しておりますが、同様に断層を示唆する特異な構造は見られません。
0:11:11	17 ページをお願いします。
0:11:16	17 ページから 29 ページでは、各施設の底面スケッチ図及び地質断面図を示しております。
0:11:24	17 ページでは 2 号炉原子炉建物底面スケッチ図を示しておりますが、2 号炉原子炉建物底面スケッチの結果、地層と斜交し破碎を伴う断層及び支持地盤を切る地すべり面がないことを確認しております。
0:11:38	26 ページをお願いします。
0:11:45	26 ページでは員求人対策所の底面スケッチ図についての補足説明を追加しております。
0:11:52	左上にスケッチ図を示しておりますが、スケッチ図の赤丸の箇所におきまして、
0:11:58	報告と南南西系の設備を境に凝灰岩が不連続となっておりますことから、底面写真及びスケッチによる評価をハック秋に記載しております。

0:12:08	まず真ん中の全体写真及び右側の写真①では6億と南南西の節理沿いに波食風化が認められますが、設備は密着しており、粘土は認める認められません。
0:12:21	また、底面整形の際に掘り込んだ断層が確認されます。
0:12:26	次に、スケッチでは、節理の延長上の青丸箇所に、
0:12:30	凝灰質頁岩が連続して確認され全体写真では、当該箇所に段差が認められません。
0:12:37	また、敷地の層序の対比より、底面にはスランプ層及び取り込まれた履歴が分布します。
0:12:44	以上のことから、
0:12:45	凝灰岩の不連続は底面整形の際の節理沿いの段差により、凝灰角礫岩から成るスランプ層及びスランプ層に取り込まれた凝灰岩の利益を確認したものであることがわかります。
0:12:57	42ページをお願いします。
0:13:06	42ページからは、
0:13:08	廃棄直下の断層の有無を確認するため、駅周辺における地質断面図及び主なボーリングの柱状図を示しております。
0:13:17	ボーリングコアを確認した結果、相当斜交し、
0:13:21	火災を伴う断層及び支持地盤を切る地すべり面がないことを確認しております。
0:13:26	また、ボーリング調査結果に基づいて作成した重断面図におきまして、貯槽に食い違いが認められないことから、排液直下に相当斜交した作用伴う断層及び支持地盤を切る地すべり面がないことを確認しております。
0:13:40	61ページをお願いします。
0:13:48	61ページでは断面図におけるシームの記載の考え方を箱書きにお示しておりますので、御説明いたします。
0:13:55	2号炉調査では、試掘坑の天端及び両側面におきまして連続して確認された平均総厚1cm以上のシームとして図に赤は赤線でお示しておりますEからCCMを認定しておりました。
0:14:10	3号炉の調査では、ボーリング調査も踏まえて、チームの連続性を検討した図に青色でお示しておりますB1からB29シーム認定しました。
0:14:20	2号炉関係の断面図にはB1からB29の深層人が
0:14:26	粘土化しているものとして保守的に評価することとした断面上に続き、
0:14:32	追記いたしました。

0:14:34	これを断面図上でシーム層準を示すと記載しておりましたが、評価をしないような誤解を招くことから、シーム層準を示す断面図上の(ア)削除することといたしました。
0:14:45	また、3号炉調査以降におきまして追加のボーリング調査を実施断面図上に記載しているチームの存否を確認するとともに、
0:14:53	新たに確認されました図に緑色でお示しております。玉のシームについても追記いたしました。
0:15:00	御説明は以上となります。
0:15:07	規制庁クマガエです。はい。ご説明ありがとうございました。
0:15:28	規制庁のか。
0:15:29	規制庁のカイダですが、
0:15:31	今ご説明いただいた資料についてちょっと確認の方させていただければと思います。
0:15:43	まずちょっと資料構成的な
0:15:46	ところかもしれないんですけど、入れ替えがあったことによって、
0:15:52	という読みにくくなった場所がありまして、例えばですね 11 ページで、
0:15:58	家褶曲の話が
0:16:00	出てきます。
0:16:03	流速の説明で
0:16:05	所ボーリング調査の結果背斜軸の北側において、
0:16:10	過褶曲が確認されたというふうな
0:16:13	ユリがあって、
0:16:15	ちっちゃい地質がそこに書いてあるんですけども、
0:16:20	ここに来るまでにですねあの敷地の何か地質の全体的な説明がなくて、
0:16:26	背斜軸が、
0:16:29	というところにあるかとか、そういった情報が後のほうに、
0:16:34	出てくる 16 とか柔軟なんですかね。
0:16:38	になってしまっているんで、家褶曲の位置とかが、
0:16:44	ちょっと突然唐突というか、背斜軸の北側というふう
0:16:49	分かれております。
0:16:50	けれども、
0:16:52	読みにくいような形になってるので。
0:16:55	何この辺り全体の説明からだんだんこういった
0:17:02	何ていうですかね。
0:17:04	各論的なところに入っていきような形で、
0:17:11	わかりやすいように、



0:17:13	何か資料。
0:17:16	ちょっと、
0:17:18	構成していただきたいんですけども、
0:17:21	この辺りはいかがですかね。1067 辺りを
0:17:27	前に持ってくるとかそういった形になるんかもしれませんが、
0:17:31	この点いかがでしょうか。
0:17:36	はい、中国電力のユリです。今まさにおっしゃった通りの修正をしようかと考えておまして 16 ページ 17 ページが敷地の全体の話になりますので、
0:17:47	全体からだんだん各論に言った資料構成にしようとする、9 ページの後もしくは 10 ページの後ぐらいにですね。
0:17:55	16 ページ 17 ページの全体の地質平面図断面像を示するような形で修正しようかと考えております。以上です。
0:18:05	はい、規制庁の開発わかりましたじゃその辺り、改めて確認していただいて
0:18:13	読みやすい白になるよう、修正をお願いします。
0:18:17	それと今回ですね引き続いて
0:18:22	まず震源として考慮する活断層、
0:18:26	が、ではないが存在しないという説明が
0:18:30	からファイルってということで今、資料の構成が
0:18:34	変わっているのかと思うんですがまず 10
0:18:38	5 ページに、
0:18:43	以上のことから震源として考慮する活断層は認められないと。
0:18:48	そこまでに出てくる情報がまか褶曲
0:18:52	お釜リニアメント、
0:18:54	ということで、
0:18:55	でしばらく行って
0:19:00	シームもありますよっていう話があって、30、
0:19:06	38 ページぐらいで、
0:19:09	もっと 9 ページですか。
0:19:11	まとめというのがあって、
0:19:14	位置に震源として考慮する活断層ではなくて、
0:19:18	で、あと、
0:19:21	シームがほかにもありますっていうのは、
0:19:24	グリーン、檀なんですけれども、
0:19:29	最初に新規震源として考慮する活断層はないという回答 15 ページなんですけれども、
0:19:36	ここに来るまでですね、

0:19:38	何で震源として考慮する活断層はないのかっていうのが、
0:19:43	今1校、
0:19:45	何を根拠にっていうのがわかりづらくて。
0:19:49	リニアメントがないっていうことと、過褶曲の下には、
0:19:54	断層が
0:19:56	ないと。
0:19:57	あと、
0:20:02	あとは
0:20:08	それぐらい。
0:20:10	それぐらいで、
0:20:13	で、
0:20:14	ということで
0:20:16	震源として考慮する。
0:20:17	活断層がないかっていうのは、
0:20:20	例えば
0:20:23	シームは別扱いにはなってますけれども、
0:20:26	シームだって
0:20:29	これはこのサイトのところではないかもしれないですけど。
0:20:34	かつ褶曲だとか、
0:20:37	シーム自体が
0:20:40	そういったもんじゃないっていう話はまだ、この未来までに出てきてない 中で、
0:20:48	リニアメントがないということと、
0:20:51	過褶曲んとこに断層がないっていう
0:20:54	だけをもって震源として考慮する活断層がないと。
0:20:57	ふうにまとめるのはちょっとなかなか
0:21:01	その辺がよく。
0:21:02	話の流れがよくわからなかったんですが、
0:21:09	言ってみればその褶曲
0:21:11	に伴うシームが、
0:21:14	将来十二、三万年以降動いてないっていうのもわかる。
0:21:19	わかりました。
0:21:21	ね。
0:21:21	その他
0:21:23	立派なというか、連続性のある断層もないと。
0:21:27	ということで、そういったのも含めて、

0:21:31	震源として考慮する活断層がないというふうにいるかなと思うん思うんですけども、
0:21:38	どうぞ。
0:21:40	この 15 ページの段階でちょっと震源として考慮する活断層が、
0:21:45	ないというふうに
0:21:47	まとめてあるところの根拠はここに書いてある二つだけです。それから
0:21:53	いえるっていうのが、そのあたりちょっともう 1 回御説明いただけないでしょうか。
0:22:06	中国電力のユリです。
0:22:08	すみません、15 ページのところにはですね、アイテルまとめなんですけど、文献調査の結果っていうのも書いてありますけど、あのよう文献断層のようなものがないっていうのと、
0:22:20	変動地形学的調査ですね、こちらでリニアメントが認められないっていう事実とですね。
0:22:25	あと、こちらのほうにはちょっと書けてないんですけど、補足説明資料のほうにですね。
0:22:30	建築さんのほうでやってるオフセットVSPだとか、こういったものも含めて深部まで続くような断層がないということで、
0:22:38	ちょっと評価はしていたんですけども。
0:22:41	おっしゃるようにシームの観点ですね地層と平行に分布して新聞続くようなものじゃないんだと思っているので、これが震源として考慮する活断層ではないのかなとは考えているんですけども、その辺も活動性評価を踏まえてじゃないとわからないと思いますので、
0:23:00	ちょっと資料の構成をですね、見直したいと考えております。
0:23:04	以上です。
0:23:07	はい。規制庁の甲斐です。わかりました。
0:23:10	前回もちょっと
0:23:13	確認させていただいて、震源として考慮する活断層の記載をっていうことでお話ししたときに、それは将来活動する可能性のある断層等がないからあそこに含めているっていうようなお話だったかと思いますので、
0:23:29	稼働への地下に続くものがないのプラス。まあシームとかもよく見たらその活動性がないから、併せて考えたら、震源として考慮する活動性がないと。
0:23:42	いうところに、今整理されるっていうふうに
0:23:46	説明されたかなと考えてますので、またその辺、まとめていただいて資料の方。
0:23:54	はい。いただければと思う。

0:24:11	規制庁サグチですけども。
0:24:13	ちょっと今のところで関連してなんですけれども、確認をさせてください。10 ページに、
0:24:22	変動地形文系 5 メーター
0:24:25	なので、
0:24:29	変位地形とかりニアメントは認められ、
0:24:31	11 ページ目以降では褶曲もあるんだけど、それはまあ深部に連続
0:24:37	もうじゃない。
0:24:38	いう二つを持って 55 ページにまとめて書かれてると思うんですけど。
0:24:42	それでさっき
0:24:44	確認のときにありましたけど、補足ですね、要はVSPとか、そういった反射法
0:24:52	こういったものの探査結果っていうのは、
0:24:56	積極的に用いられないんでしょうかというのがまず 1 点。
0:25:01	それから、
0:25:02	2 点目ですけど、12 ページのところは、当課褶曲の簡易の地層は深部にフォーロー
0:25:11	緩やかな傾斜を示しているのは、実はこれって 11 ページのことを言ってるのかなと思ったんですけど。
0:25:18	というのは重々 2 ページからもそれに該当するところがどこかわかんなくて、もし 12 ページでや個々のことを言っているんですけどよっていうことであればちょっと御説明いただきたいのと、いやそうじゃなくて、他のそのボーリングとかも含めて 11 ページのような形で、
0:25:36	新聞に行くほど緩やかになってますよって言ってるんだったらちょっと何か場所が違うような気がするんですけど。
0:25:42	ちょっと今 2 点いいましたけど、教えてください。
0:25:52	中国電力のユリです。まず弾性破サイトウ補足につけているものの扱いなんですけども。
0:26:00	広域的な調査でございますけども外債的な位置付けかなと考えておりました補足のほうにつけておりました。
0:26:07	ちょっと本編のほうで積極的に使うかどうかにつきましては、ちょっと検討させていただければと考えております。
0:26:14	もう一つですね、過褶曲の件ですけども。
0:26:19	12 ページのほうに家褶曲の下位の地層が新聞とほど緩やかな傾斜を示すでございますけども、こちらの具体的なところは 12 ページとそれに対応する 13 ページのスケッチのほうで、

0:26:33	説明ができていると考えておまして、
0:26:37	具体的に申しますと、13 ページのスケッチのほうがわかりやすいんですけども。
0:26:42	過褶曲部ということで赤丸をつけているところですね、地層としては曲率の高い屈曲を認められるんですけども。
0:26:50	こちらが一番上層のほうの凝灰岩のほうからだんだんと会議に向かって凝灰質頁岩のほうに向かっていくにつれてな結局率が緩くなってきておまして、
0:27:01	最後のスランプ層てええと記載しているオレンジ色でハッチングしている凝灰角礫岩主体のそうなんですけれども、こちらのほうに行くとか褶曲に小相当するような曲率の高い公共が認められないといったことから、界の地層は緩やかな傾斜を示すということで、
0:27:18	考えているものでございます。以上です。
0:27:23	はい。規制庁サグチです。御説明わかりました。まず 1 点目ですね、検討いただけるといことで、多分おそらくなんですけど、もう先行サイトを含めて以降の 10 ページのような、これだけで
0:27:38	線源として考慮する活断層を指定しているようなサイトは多分、
0:27:42	ないんじゃない
0:27:43	ボーリングなり反射法なりもつけた上で多分やっていると思います
0:27:48	で、2 点目なんですけど、御説明わかりました 12 ページの 13 ページセットで
0:27:53	ごめんなさい、これは私が単に上がった知識がないだけかもしれないんですけど。
0:28:00	今そのスランプ層みたいな形でこれ傾斜の曲率っていう話だったんですけど、所これが良くなると、新聞には続かないっていうのは、これ結構常識的なことなんですか。
0:28:12	というのは、
0:28:14	すごく単純ですけど、私は 11 ページのようなもうちょっとこう広域で見てこう深部に向かって、徐々に緩やかになってますよって。
0:28:23	言われた方が
0:28:26	新聞に続かないようなものなのかなっていう、すみません、私知識がないだけなの。
0:28:32	けど、
0:28:33	と思っただけなので、一応その 12 ページと 13 ページだけで御説明し切れるのであれば、もちろんそういった冗長式ならそれでいいんですけど、なので、2 点目については、ちょっと常識な常識
0:28:48	かなっていうところで、やっぱ私わからないんですけど。
0:28:52	ちょっとそこはさらに教えていただきたいと思うんですけど。

0:28:58	はい、中国電力のユリです。
0:29:01	まず 1 点目の弾性破のほうは、検討しますと申しましたけれども本編のほうに持ってくることで検討したいと思います。
0:29:09	例と先ほどの 12 ページ 13 ページのほうはサグチさんおっしゃる通りですね、12 ページ 13 ページ直接には確認してるんですけども、さらに深部でっていうことになりますと 11 ページの地質断面図でもっと広域的なものでございまして、
0:29:25	14 ページのほうに過褶曲部の法面写真ということですね。
0:29:30	こちらの写真で赤丸で囲っているところが過褶曲部だと考えているんですけども、さらに新聞ところまで落地的に見たときに確認できないっていうことがわかってませんで、
0:29:41	こういった一連のもので深部まで続くものがないといったふうにそれがわかるようにですね、ちょっと整理してみたいと思います。以上です。
0:29:51	はいサクセスはもうありがとうございますよくわかりました。
0:30:27	規制庁カイダです。
0:30:29	今サグチの方から
0:30:34	参考資料 2 参考じゃない。
0:30:37	補足のほうにあるVSPの話とかが出たのでちょっとその関連するので、その
0:30:43	図の記載について確認させてください。補足だと。
0:30:48	14 ページとか 15 ページかなと思います。
0:30:52	ていうと、図のみ見方。
0:30:55	としてなんですよけれどもまず
0:30:59	15 ページのほうを見ると、
0:31:03	オフセットVSPのVSPのこの反射面の範囲っていうのは、
0:31:08	下で、
0:31:11	下にちょっと飛び出ているのがある。
0:31:14	CDPでいくと 80 ぐらいまでのこの区間がVSPの反射面が載っているところかなと思いますのでその右のほうは、
0:31:27	反射法VSPじゃなくて、地表の反射法かなと思いますので、
0:31:33	14 ページに、
0:31:35	見ますと、
0:31:38	VSPの解析範囲、
0:31:43	ほかっていうのが、この図でいくと今の
0:31:47	80 ぐらいまで示してある部分がどこなのが、
0:31:52	よくわからなくてですね、オフセットVSP解析範囲断面、東西っていう赤い線は、

0:31:58	これ、ずっと
0:32:01	すごい端っこのほうまで書いてあって、
0:32:05	まずこの赤いラインが何を意味してるのかっていうのと、
0:32:09	15 ページで言うVSP結果っていうのが示している範囲っていうのは、この 14 ページでどこにあたるのかっていうのを確認したいんですが、
0:32:21	わかれば教えていただけないでしょうか。
0:32:29	はい。中国電力のユリです。
0:32:32	ちょっとわかる範囲で説明させていただきますけども、まず、
0:32:37	14
0:32:39	すみません説明者かわりまして、建築さんの方からお話します。
0:32:48	今中国電力の井上です。
0:32:50	先ほどのオフセットVSPといった御説明いたします。まずですね、今回のCDP 15 規制庁のカイダです。規制庁申し訳ないです。もう少しマイクを近づけて
0:33:04	お話しいただけますでしょうか、少し音量が小さいので、
0:33:08	お願いします。失礼いたしました。中国電力の井上です。
0:33:13	御説明いたします。まず、
0:33:15	し 1014 ページ。
0:33:18	2、
0:33:20	音量聞こえてますでしょうか。
0:33:23	今大丈夫です。
0:33:24	はい。
0:33:25	御説明いたします。
0:33:27	14 ページに記載しております。
0:33:31	まず、青色で
0:33:33	東西に引かれてる実線があると思うんですけども、それが 15 ページ。
0:33:40	に記載しているCDPというものでして、それが対応しております、
0:33:47	その青線に記載しているところ。
0:33:50	は、
0:33:54	の範囲、そこまでは見えていると、1080 ぐらいまでです。
0:33:59	TBPでいくと 80 ぐらいまでこの辺りまでがVSPがまで見えているようなところ。
0:34:36	生徒のカイダです。今、
0:34:38	声が
0:34:40	しばらく前から、
0:34:42	こう言ってないんですけども、
0:34:44	音声のほう大丈夫でしょうか。

0:34:49	ちょっとマイクの調子が悪いみたいなマークかえまらずっとしゃべってました。
0:34:54	今 80 ぐらいもうっていうか 80 ぐらいまでっていう辺りの前ぐらいからまたお願いします。
0:35:03	中国電力の井上です。音声聞こえておりますでしょうか。
0:35:07	はい、大丈夫です。
0:35:09	0 いたしました。もう一度最初から説明させていただきます。
0:35:14	まず、
0:35:17	先ほどのCDPですけれども、14 ページの
0:35:22	青色の実線の上に番号が書いておりますけれども、その番号が 15 ページの
0:35:30	図の上のCDPの番号と対応をしております。
0:35:34	このオフセットVSPの断面については 14 ページの赤線で示しておりますこの解析断面のものが見えているということにはなるんですけれども、
0:35:46	赤線の中で、
0:35:49	の中に青丸でオフセットVSP起振点というものが、
0:35:53	ありますけれども、
0:35:55	先ほどCDPでいくと。
0:35:58	80 ぐらいまでのところの範囲のこの赤線の断面が見えている起振点でいうと一つ目ぐらいの一つから二つ目ぐらいの
0:36:09	所までが見えていると。
0:36:12	そういった状況になります。
0:36:14	以上です。
0:36:17	はい。規制とのカイダです。
0:36:20	この青丸のところは解析断面と書いてある中身重なってる大丸ところで、実際起振して解析をした結果、
0:36:33	この赤の。
0:36:35	どこからか、一部、
0:36:39	今 3 号、
0:36:40	3 号機が書いてある。
0:36:42	辺りの
0:36:45	ちょっと右左側の 80 ぐらいまでの
0:36:48	範囲が反射面として、
0:36:51	見えてるっていうことで解析範囲を断面の範囲としては、赤で、
0:36:57	実際反射が取れたのがその 80 の辺りという
0:37:02	ところかなと思うんですが、
0:37:05	それはこの図ではどのへんかっているのは、特に
0:37:11	マックスの 85 万円伸ばしていった辺りと、



0:37:15	ということなんですかね。なんか
0:37:17	こちら辺ですよっていうのがわかれば、
0:37:19	確認したかったんですが、
0:37:23	中国電力の井上です。ちょっと明確にここんところのポイントだっていうのはちょっと現時点で示しはできないんですけども、先ほど言われたように 80 の辺りかなというところまでが、この
0:37:37	現在からはいえる。
0:37:40	はい、えっと、
0:37:41	80、80 の上ぐらいのところ、
0:37:44	がこの図からはいえるというところでございます。以上です。
0:37:51	はい、わかりました。はい、規制庁の改善を図りました。
0:37:57	で合わせてその赤い線が座って帰ってトモグラフィーが
0:38:04	スペーサVSPを使ったトモグラフィーはずっと書いてあるんですけど。
0:38:11	トモグラフィーの結果は赤い範囲が、
0:38:14	大体見えて、
0:38:15	表示されてるというそういうことでよろしい。
0:38:20	はい、中国電力の井上です。はい。トモグラフィについては赤い範囲、大体全部見えていると形はこのような形ですけども、大体見えているということになります。以上です。
0:38:36	はい、わかりました、規制庁のカイダです。わかりました。
0:38:41	そういう図だということで送致しました。
0:38:46	引き続き、別の部分を確認させていただきます。
0:38:52	まとめの 96 ページを本編のほうですね、96 ページの方。
0:38:59	お願いします。
0:39:01	これも
0:39:08	ここはまた先ほど冒頭お話あったように、9697 の辺りで震源として考慮する活断層の欠き部の、どう評価したかの書きぶりとはまた整理されるのかなと思うんですけど。
0:39:22	それとは別にですね、96 ページの 2 ポツの
0:39:28	シームの性状のところの
0:39:34	最初の柱書きのところですね。
0:39:37	これまたの書きぶりの問題かなと思うんですけども、
0:39:41	敷地において連続するような連続性を有するシームとしてB1 からB29 が認められると。
0:39:48	最後の 97 ページのまとめとして、
0:39:52	まとめの一番下で、

0:39:54	敷地に分布するシームは後期更新世以降に活動していないという
0:39:59	書きぶりになっています。96 と 97 を見ると敷地に、
0:40:05	ある連続性を有するシームはB1 から 29 という事なんで、97 で敷地に分布するシームはっていうことで、全部ひっくるめて、
0:40:15	Cもひっくるめているかなと思うんですが、
0:40:18	例えば、
0:40:19	48 ページなどでは、
0:40:25	敷地に分布するシーム。
0:40:29	敷地において連続性を有するシームとしてじゃなくて、
0:40:33	3 号炉原子炉げ
0:40:35	建屋基礎地盤において連続性を有するシームとしてというふうに書いてあります。
0:40:42	のでこっちそれまでで、このまとめの前まで出てきてる情報からすれば、
0:40:48	96 ページのまとめも
0:40:51	敷地においてじゃなくてではなくて 3 号炉原子炉建物、
0:40:56	そう地盤においてっていうふうな書きぶりに
0:41:00	なるのかなと思う。
0:41:02	読めてしまうんですけども、
0:41:05	ここら辺は
0:41:09	いかがでしょうか。
0:41:15	はい、中国電力ユリですと御指摘の通り 96 ページのシームの性状につきましては、B1 からB29 シームということで、こちらは 3 号炉基礎地盤において連続性を有するシームとしてへと認められるものでございます。
0:41:31	3 号炉基礎地盤以外には他二名枝番シームでございましてありますので、
0:41:35	96 ページのほうの記載を修正したいと思います。以上です。
0:41:45	えっ。
0:41:46	規制庁のカイダです。
0:41:47	規制時気中 1696 ページの書きぶりで、
0:41:54	ここ、B1 からB29。
0:41:58	ここではなくてもうちょっと細かく
0:42:03	枝番とかも記載するというそういう
0:42:08	書きぶりになるということでしょうか。
0:42:15	はい、中国電力のユリです。シームの性状としてお示しておりますの 3 号炉で調査した 1 から 29 を示してございますので、
0:42:24	96 ページで記載のシームの性状の柱書きのところですね。

0:42:29	敷地においてではなく、3号炉基礎地盤においてというふうに修正しようと考えております。以上です。
0:42:39	規制庁のカイダです。
0:42:41	そうしますと、結局、
0:42:44	97ページの最後のまとめのところとの繋がりでいくと。
0:42:50	結論が3号炉3号炉基礎地盤付近のシームあったということに
0:42:56	なってしまうとちょっと
0:43:02	あまり具合がよくないように思うんですけども、
0:43:06	敷地全体で
0:43:09	日に1から29。
0:43:13	じゃなくて、
0:43:15	2号炉付近ではっていう形、もしくは敷地全体をひっくり返してあるのか。
0:43:20	書きぶりってというのは何かできないんでしょうか。
0:43:45	中国電力のユリです。
0:43:47	ちょっとシームの性状のところですね、1から29だけでなく他のシームについても性状が一緒だっているところ。
0:43:56	どこかで書くようになると思うんですけども。
0:44:00	ちょっとどこにそちらに記載するか、内容も含めてちょっと検討したいと思えます。以上です。
0:44:11	規制庁ナイトウですけども、
0:44:13	えっとね、前回もここは、
0:44:16	確認をしているんですけど。
0:44:18	中国電力の論理構成をどういう論理構成なんですか。
0:44:23	敷地には水位は見といろいろ認められるんですけども、その代表性を選ぶにあたって密にやった3号のところと比べてそれがそこでまずは連続性のいいものを選んだ決定でそれを敷地は他の範囲も見ても、そこに連続しているからこれが代表し、
0:44:42	一応代表できるシームとしたという論理定価じゃないんですか。
0:44:49	3号周辺の話を書いたってしょうがないんですよ。
0:44:54	そこを理解されてますか。
0:45:02	はい、中国電力のユリです。シームの活動性どう連続性の検討の方法でございますけども、97ページに記載の通り、今まさにおっしゃった通りのところでございますけれども、
0:45:16	青書きのほうで記載しております敷地に分布するシームが同様の成因、層面滑りによって形成されたということ。

0:45:23	23 シームが最も連続性の高い都心部であって、それが敷地において平面的な広がりをもって分布していることを踏まえて、
0:45:32	こういった活動性評価を行っておりますので、
0:45:36	そういったことが
0:45:39	結論とそういう形でちょっと審問性状のところを記載したいと思います。以上です。
0:46:03	施設、規制庁のカイダです。あと、今今のところに関連してですね今B1 からB29 というシームが出てきてますか。
0:46:15	以前の審査の中ではですね 60、
0:46:20	7 ページのようなこの棒グラフのところに、B29 のもう 1 個上の層準にCMっていうのがあって、
0:46:29	も含めて、
0:46:32	B23 がいいっていうのはちょっと敷地の東のほうにしかない。
0:46:36	ものだったかなと思うんですけど、
0:46:39	も含めて、敷地全体、そこで
0:46:42	書いてあったのが、
0:46:44	1 全体で連続性が確認された全シームとしていいのかいてありまして、
0:46:50	データ数もここは 481 だったと思います。
0:46:55	279 となっております。
0:46:57	で、
0:46:59	いいのも含めてじゃなくて今やっぱりあくまで
0:47:03	B29 までのところまで、
0:47:06	思って今
0:47:08	地域全体のシーム。
0:47:10	枝番はまたこの間に入ってくるんでは別としまして、
0:47:16	いいわ。
0:47:17	考慮せずB29 までで、この敷地全体のっていうふうは今、
0:47:21	説明されてるんですけども、の扱いていうのはこれは結局、
0:47:27	どうなって今ここではどうなってるのか確認したいんですけども、よろしいでしょうか。
0:47:36	中国電力のユリです。3 章のシームの活動性の 67 ページの棒グラフのことをおっしゃってるんだと思うんですけども。
0:47:46	昔地盤の安定性評価のときにECも入れており、この棒グラフ整理していったときはですね。
0:47:52	防波壁の東端部の

0:47:55	このシームの評価ということで渡航中にECも入れてと多分出てくるシームを入れることでですね。
0:48:04	シームがほかと比べても連続性はかなり低いんだよということを説明するための資料でしたのでちょっと67ページを変更してたんですけども。
0:48:13	今この敷地内の資料の中で、この参照の深部の活動性のところはですね。
0:48:19	あくまで先ほど申した3号炉の調査においてB1から29シームといった29枚のシームが認められるので、
0:48:28	この中で最も連続性が高いものということで、と箇所数を整理した。
0:48:33	そういう立て付けにさせていただきますので、ECTも記載しておりませんというのが現状でございます。以上です。
0:48:42	はい、規制庁の改善、いっていいのは、2号の関係してるところにも全然出てこない東のほうだけという、
0:48:52	そういった場所にあるものと敷地の中にはあるけど、
0:48:58	はずれのほうにあるっていうそういったものなんでしょうか。
0:49:02	2号には関係しないのかどうか確認したいんですけども、
0:49:15	中国電力のユリです。今おっしゃった通りで、敷地の北東のほうのですね、斜面の頂部付近に出てくるようなシームでございまして、この敷地の中でも一番層準のこの高いものということで出てくるものでございます。
0:49:31	ただご指摘の件もありますので、まず、前回、そういうふうに整理していった経緯もございまして、67ページのほうに時シームでございまして、
0:49:41	そのほかの枝番指針も含めてですね、整理するよう考えたいと思います。以上です。
0:49:49	はい、わかりましたじゃ
0:49:52	またちょっとどういう形に整理されるか、
0:49:57	また、検討いただいて、
0:50:01	まとめのところで、
0:50:04	そこまでにある説明の内容に
0:50:08	ちょっとそごが生じないような形で記載をお願いします。
0:50:15	中国電力シミズです。といったようなお話を補足させていただきますと、まああの敷地にはですね、3号調査のときには、市営連続性を有するものということでB1からB29ということで示して整理しております。ただ、
0:50:31	今回2号炉調査の中でもですねダウンのシームとか、先ほど御指摘のありましたEシーム等もございまして。我々としてはですねB1から29は敷地にずすべたと言うつもりは全くございまして、その間にもありますし、この性状からしてですね。

0:50:47	そういう層準のところにはシーム化してもおかしくないものがあるかと思っ ます。ただし、その辺りをですね。ただ成因につきましては全部一緒だというふ うに思っておりますのでちょっと言葉の使い方とかですねそこを整理してす ね、その中で代表的なものは二、三号の
0:51:05	先ほどナイトウさんおっしゃられたように3号の水なボーリングをした中で最も 連続性がたびに13というのをもって活動性が代表できるということで活動性を すべてのシームについて評価しているというつもりでございますので、そこら辺 りがですね言葉のそごのないようにですね。
0:51:22	この整理させていただければと思います。以上です。
0:51:27	規制庁の甲斐です。今おっしゃった点、実際評価されているところがしかしっ かり文章に反映できるように記載をお願いいたします。
0:51:41	あとそれとですね今ききょうこれから
0:51:46	今御指摘させていただいたところ、また一部、
0:51:51	手直し等されると思いますけども、それは参考資料っていう方にも随時反映の ほう、
0:51:59	どの段階でされるかとそこは
0:52:03	わかりませんがねそっちのほうに反映もいずれはすることになるかもしれ ないので、その点はよろしく願います。
0:52:15	私からは以上ですけども。
0:53:30	規制庁ナイトウですけれども、用語の定義としてちょっと明確化して欲しいんで すけど、シームは、
0:53:40	何をもってシームとしているナンバリングしてですか。平均育てセンチ以上のも のをシームとしてナンバリングしてるんです。
0:53:56	中国電力シミズです。少々お待ちください記載箇所を探しております。
0:54:07	中国電力のユリです。本編資料の23ページをお願いします。
0:54:15	23ページのところがシームの特徴というところの資料でございますけども、こ ちらで初めて本編資料の中で、新聞についての記載が出てきます。
0:54:26	いうこちらの箱書きのほうに記載しておりますけども、
0:54:29	調査の結果、年度分に富んでおりまして、平板状或いは平面状の形態を持 ち、面に沿って変している可能性があるまち層と平行な断層としてチームとい うことで定義して抽出しておりますので、そう圧に関係なくですね。
0:54:45	すべてこういった粘土フィルム状のものというものは、コア等で抽出するよう にしております。以上です。
0:54:54	質問の意図ですけども、いや、だってそうこれ補足説明の30ページところで少 し試掘坑のやつで平均厚さ1センチ以上のシームとしてからCシームとしてナ ンバリング

0:55:06	B8B71B12-1 チームに名称変更が認められるとしてるから。
0:55:12	平均総厚センチ以上のものをナンバリングシームとして敷地に代表的なシームとしてそれ以下のやつを見っと支店じゃないんです。
0:55:21	現に
0:55:23	やっぱりその他CBいっぱいありますよね。
0:55:31	はい、中国電力のユリでございます。
0:55:34	こちら補足説明資料の 30 ページに記載のところはですね。
0:55:38	前試掘坑で多くの市民見つかっているんですけども、基本的には連続性が乏しいということで、
0:55:45	前 2 項調査当時も整理してございまして、
0:55:49	その中でも平均層厚が厚く連続性ですね、こちら側の一番重要なんですけども、この試掘坑の 3 面の中で途切れずに連続して確認できるようなシームというものを、あの当時連続シームということでもいいからCまでナンバリングしていた次第で。
0:56:07	おっしゃるようにその他の連続性の低い試掘坑の展開図の中で途切れるようなシームというものは、試掘坑展開図の中でも多数確認されております。
0:56:17	以上です。
0:56:26	規制庁ナイトウですけれども、そうするとね、5cm以上のシームとの間でいくんだけど、5cm以上のシームというのはこれ必ずナンバリングされてるでいいですか。
0:56:38	5センチ以上あってもう途切れてたらシームとしてはオミットしますっていうそういう考えなんですか。
0:56:44	この辺の考え方は、資料見てもよくわかんない。
0:56:54	はい、中国電力のユリです。今おっしゃってるの補足のですね 65 ページに記載しております。そう庄 5 センチ以上のシームの性状ということでお示しているものであると思います。
0:57:08	こちらはですね連続シームとして記載しているもののうち 5 センチ以上の層厚のものを抽出して凍る正常だということで説明しているものでございます。
0:57:18	それ以外にもですね、例えば
0:57:22	播種局の法面のところですね、もう連続性が乏しくその局所的な部分だけ 5010 ぐらいの粘土があるものとか、そういったものも確認できておりますけども、
0:57:35	基本連続性がないってということで、そういったものは連続深部としてはオミットされていると。
0:57:40	そういうふう考えております。以上です。

0:58:19	適切なですけど、やっぱり交換なくて、今年 65 ページの表を見るだけでも、厚さが 12 センチあるような支部であっても平均にするとって 8cm といって、
0:58:35	いやいい曲できるものすごい厚いシームですよこれ。
0:58:42	粘土の層の厚さが 12cm で相当な
0:58:47	いわゆる外の
0:58:50	だそうなんだけど、平均化しちゃうと 1.8 とかなっちゃうってことは、
0:58:54	ある場所すごく
0:58:56	幅があるんだけどそう先行くと、えらく細くなっていってしまってますっていう話ですよ。
0:59:03	いうこういうのも含めてシーム。
0:59:05	ナンバリングをして、
0:59:08	評価対象に上げている。
0:59:12	シームの考え方って、どういう考え方なんです。
0:59:16	資料いっぱいいついてるんだけど。
0:59:18	資料いっぱいいついてるがゆえに何をシームとして、
0:59:23	敷地に存在するシームとして評価対象にしてそれを B29 で代表させたのかっていう考え方が、
0:59:31	よくわかんないんですけど。
0:59:39	はい、中国電力のユリです。
0:59:41	今おっしゃったところの資料 2 をちょっと記載できてないんですけども、基本的にはしっかり 3 号炉の調査で言うとしつつ、試掘坑調査とあとボーリング調査で隣接に交換に見つかっているシームにつきましては、
0:59:57	すべて連続する可能性があるシームということで、それを 1 から 29 まで連ナンバリングしたものが 1 から 29 週になっております。
1:00:07	名と、
1:00:09	その後の調査で見つかりましたシームにつきましても基本連続隣接に交換で見つかっているシームにつきましては、連続性が高いと考えて断面上に記載しているものでございます。
1:00:22	そういったものがわかるような資料もお付けしたいと思います。以上です。
1:00:37	規制庁連絡性が高いシームというのは何をもちって連続性が高いと判断してるんですか。
1:00:48	普通断層であれば、破碎幅がボーリングで押さえられている数が少なくても破碎幅が非常に厚くエリア、それを連続するものだと普通は。
1:01:00	ほかのところで考えて、
1:01:02	でもそこはどのような考え方でこの連続性のあるシーム。
1:01:06	という考え方を整理されてるんですか。



1:01:11	そこがわからないんで。
1:01:19	はい。中国部電力のユリです。
1:01:21	本編資料の 23 ページと 24 ページで御説明したいと思うんですけども。
1:01:28	先ほどもちょっと繰り返しになるんですけど、23 ページに記載してあります通り平板状の粘土フィルムになるようなところにつきましてはシームと認定しておるんですけども。
1:01:39	これが面的に確認できるのが 24 ページのしく試掘坑調査の写真でございますけど、こういった面的な資料でございます、
1:01:48	こういったところで見てみるとですね。
1:01:51	シームはですね特徴として断続的にですね暑くなったり薄くなったりもするんですけども、かなり薄いようなものでも試掘坑の壁面に連続して認められるようなものもありまして、
1:02:04	こういった観点から層厚によらずですね。
1:02:08	隣接に効果のボーリングで確認されるようなものにつきましては、連続性が高い可能性があるシームということで、連続シームとして定義しているものでございます。
1:02:18	以上です。
1:02:38	連続に交換で認められるシームはええと連続性のあるシームとするということなんだけどそれは 3 号機のエリア以外のものも、もうそれでピックアップされてるということでいいですね。
1:02:53	中国電力のユリです。おっしゃる通りでございます、補足説明資料の 61 ページのところに、
1:03:01	と断面図におけるシームの記載の考え方という資料がございまして、こちらに隣接に効果の旨ちょっと記載しようと思うんですけども。
1:03:10	こちらで箱書きのところに真ん中ですね 3 号炉調査で記載している B1 から 29 シームでございますけども、こちらの基本隣接に鋼管のボーリングで見つかったものを 1 から 29 ということでナンバリングしてございます。
1:03:24	さらにその下に 3 号炉調査以降ということで、
1:03:27	右上の地質平面図で言うと、No.D-1B-2B の算定、こちらに一部ボーリングが示されてるんですけどもこういったボーリングで隣接に交換で見ついているシームにつきましては、そちらを新たに枝番シームということで、連続性のあるシームということで、
1:03:45	断面図等にも記載してございます。
1:03:48	そういったことがわかるように 61 ページ修正したいと思います。以上です。
1:04:24	規制庁ナイトウですけども、結局でシーム。
1:04:29	一般一般論で言うシームって、

1:04:33	島根の敷地ってものすごいいっぱいあるわけですよね。
1:04:38	連続し、今オミットしてるやつも含めると、
1:04:41	その中でとりあえず土俵に上げたやつはどういう考え方で、
1:04:48	これは、
1:04:49	シーム土俵に上げるシームとして考えましたって考え方が特にをまず整理されてないので、
1:04:56	そこまずきちんと明確化してもらえませんか。その上でそのシームをどういう形で活動性評価するのかとしたときに、
1:05:06	いっぱいボーリングのある気密塗ってるところの3号の地点とか3号の範囲でもって連続性のいいものをまずピックアップしましたったらそれはそれで。
1:05:17	方だからいい方法として、そういう選択しましたっていうのはいいんだけど、その方法に行く前に敷地のシームとしてどういうものをシームとしてピックアップするんですか。
1:05:27	っていう考え方が、
1:05:30	すごくわかりづらいので、
1:05:34	それは隣接に交換で、同じ層準にいいシームがあれば、それは、
1:05:41	すべて土俵に上げるシームとして
1:05:45	ありますと、連続する2行かんでいなければ1本でしか認められなければそれはええとシームとしてはあるけれども支部層準としては考えないって、もう他のもので代表できるようなものとして扱っていると、そういう考えですか。
1:06:08	はい、中国電力のユリです。シームの連続性の考え方につきましては、今おっしゃった通りでございます。以上です。
1:06:15	既設の上昇率シームの連続性の話じゃなくて、
1:06:20	敷地内に同意シームとして何条シームがありますというふうにカウントするときの考え方。
1:06:30	何、どういうシームがありますとした上で、その上で連続性の観点から代表を選んでね。
1:06:40	はい、中国電力のユリです。申し訳ございませんでした。お言葉を借りるとまず土俵に上げるシームといったものが国庫どういった考え方で土俵に上げるようなものかっていうのと、その土俵に上げたシームが農地の連続性の高いし、もうどのように考えていく。
1:06:58	なんていうものをわかるようにですね、資料修文していきたいと思います。以上です。
1:07:10	ね、いや待っていると時間かかっちゃうから、どういう考え方なんですけど、口頭でいいからまず説明してもらえませんか。
1:07:19	そうすると時間かかってしょうがない。

1:07:33	はい、中国電力のユリです。すいません、ちょっとまず土俵に上げるシームにつきましては、ちょっと連続性という言葉を使わないといけないと思ってるんですけども、隣接に交換で確認されたシームにつきましては、
1:07:48	連続性がある程度有するようなシームであると考えて、そういったものをナンバリングしております。
1:07:55	そういったの連続性があると考えているシームの土俵に上がっているシームの中でも最も連続性が高いと考えられるもの、そういったものを3号炉調査の中で、
1:08:05	ピックアップしていきまして、確認箇所数、またそれから敷地への広がりも考えてと連続性が高いと考えているB23シームで活動性評価をやっていきますという、そういったものを記載したいと思います。以上です。
1:08:42	規制庁ナイトウですけれども、余熱をボーリングで判断してますと、いう整理に
1:08:49	するとするとね試掘坑の中で、
1:08:53	途切れているやつは、
1:08:55	これは土俵に上げるシームとはしませんって言ってるんだよね。
1:09:06	はい、中国電力のユリです。すいません、隣接に交換と今おっしゃったような試掘坑調査のような巻か褶曲での面的な調査もそうですけど。
1:09:16	そういった面的なえと露頭調査も踏まえて、そういったもので途中で途切れているような連続性の低いシームもええと土俵に上げない楽しむとして考えております。以上です
1:11:17	規制庁ナイトウですけれども、いずれにしろね、日29で代表させるシームというのは、
1:11:25	連続性があると判断されたシームとして土俵に上げたものについてB29で代表させましたって話なんだよね。
1:11:34	そうすると、何をもちてB連続性があると判断したのかという話で、
1:11:40	そこはねしっかり書いてくださいとね、試掘坑調査で連続性が
1:11:50	試掘坑内で途切れるものは連続性管内という評価をしたってそういうことですか。
1:11:58	でボーリングに鋼管のボーリングで
1:12:03	隣接ボーリング空港であれば、連続するものだとしました。
1:12:09	というところなんだけど、それボーリング孔の間隔とかは、
1:12:13	考えてるんです考えてないんですか。
1:12:24	はい、中国電力のユリです。
1:12:26	ボーリングの間隔でございますけども、3号炉調査ですね、他に比べてかなり調査密度の高いあのボーリングになってまして、具体的な静振、数字で申し上げますと、おおよそ50m間隔で、

1:12:42	格子間隔にボリューム合うようなものでございまして、
1:12:47	この感覚で隣接 2 項に、
1:12:50	と当たるようなシームにつきましては連続性が高いということで整理しているものでございます。
1:12:56	それより感覚が広がるとですね。
1:13:00	かなり保守的なものまでシームとして拾ってしまうんですけども、そういったものも連続性があるものとして、と評価をしているものでござい。
1:13:08	以上です。
1:13:15	規制庁ナイトウですけれども、刀禰 3 号機周辺調査の話をしていなくて、まずは敷地にはシームが評価対象となるシームがあります。
1:13:27	その評価対象のシームの中でどれを代表するのかと考えたときに、3 号のところのデータが充実しているのので 3 号のところが一番広がりがあると考えられる B29 を、
1:13:40	代表としましたと B29 についてはもう一度見直すと 2 号のところとか海のほうにもあるので十分広いが持っているもので、ダイエー敷地を代表するシームとして評価が可能でしてそういう論理構成ですよ。
1:13:54	そこはいいですか。
1:13:57	アビル 23。
1:13:59	かな。
1:14:00	そこはいいですか。
1:14:03	そういう論理構成ですよ。
1:14:06	はい、中国電力のユリです。おっしゃる通りでございます。以上です。うんだとすると、3 号機の周りについては連続性連続に高度より連続会議で決めましたという話じゃないでしょうって言うてるの。
1:14:17	敷地のやつでもって評価対象とするシームというのはどういう考えなの。
1:14:31	はい、中国電力のユリです。
1:14:35	ちょっと訂正させていただきますと、敷地全体でのボーリング調査しております。これで調査密度の高いところもあれば、ちょっと間隔もあいているところもありますけれども、そういったものも含めて保守的にですね、隣接に交換で見つかっている。
1:14:50	とシームにつきましては、連続シームとして考えて土俵に上げております。
1:14:56	また試掘坑調査のほうでも連続性が確認されているシームにつきましては、同じく連続シームとして断面図等にですね、ノグレーなものとして記載しているものでございます。
1:15:09	以上です。
1:15:17	規制庁の伊藤です。

1:15:19	えーとねそうするとね試掘坑の中で一度途切れたとしても、その先のボーリングと同じ層準で、
1:15:28	シームがあればそれを連続するシームんということですか。
1:15:34	大体どのぐらい距離が離れとつても同じ層準であれば、連続するシームとして考えた今そういう判断基準ですって言われましたよね。
1:15:46	その辺がどういう判断基準とかなんか、
1:15:50	この場合はこうです、この場合はこうですって一貫している形に聞こえないんだけど。
1:15:57	どういう考え方で敷地にこういうシームがあるという判断をされている。
1:16:03	オミットしないシームとどういうピックアップして、
1:16:19	中国電力シミズです。補足資料の 61 ページ以降確認ください。
1:16:28	これ冒頭の中では御説明させていただいたんですけども。
1:16:33	ちょっともう一度、同じ説明になっちゃうかもしれませんが御説明させていただきます。
1:16:39	まず左側のほうの平面図がですねこれ 2 号の市設置申請時段階昭和 57 年の段階で、ABCの三つのシームがこの地質図に分かれておりました。
1:16:51	その後、3 号炉の調査とか、右のほうにあります 1B-1B-2b-3 という追加のボーリングを実施しております。
1:17:02	B-Aと 3 号炉調査の結果ですね先ほど来お話がありますようにB-1 から 29 というシームが確認されてまして、そのシームがこの 1 号側のB-123 のところで同じように確認されたものももし確認されないものがあれば連続しないシームということで、
1:17:20	この青い線を右側のほうに平面として記載しております。なので 2 号炉周辺の敷地のシームをどのように定義したかといいますとこのあたりにつきましては、当然ボーリングの間隔がこれこれ見ていただけたわかるようにですね、若干飛んでおりますけども、
1:17:36	こういったものも含めてですね、所かの間に連続すれば当然連続するシームということで考えておりますので、距離の 3 号炉との間隔の違いというのがありますけども、保守的に 2 号側の敷地のほうでおいてもですね。
1:17:52	シームとして評価しているといったような状況でございます。
1:17:57	以上です。
1:18:51	説明とです。
1:18:53	やっぱりわかんないんだけど、これ 2 号炉で当初も場合は 1cm以上のシームを 3 枚、
1:19:03	認定していました。
1:19:05	って言ってるんだよね。

1:19:09	中国電力シミズです 2号、1cm以上というのが判断基準にあったというわけではなくて連続すると確認されたAからCの三つのシームが結果として厚さは1cm以上だったというふうに理解しております。以上です。
1:20:21	ちょっとナイトウですけど、2号の当初のシームは何もやったんですか。そうすると、
1:20:33	中部電力のユリです。2号の当初のシームにつきましては、AからCの三枚認定しておりました。以上です。
1:21:16	規制庁の後ですけど、そうするとね今の説明とかこの記載ぶりを見る限りにおいては、
1:21:23	2号機は当初は平均総厚1センチ以上のものを評価の対象のシームとして挙げていた。
1:21:31	ってということなんですか。
1:21:43	中国電力のカシマです。2号当時のシームの認定としましては、61ページの方。
1:21:50	下箱書きのほうに記載しておりますように試掘坑の調査結果を踏まえて審問認定をしております。試掘坑の天端両側面について、連続しているもの、こちらについては連続性が高いものとして、五十嵐の3送信の信号にてしております。
1:22:07	以上です。
1:22:26	規制庁ですけどこの1cmって何ですか。
1:22:30	引きする一助
1:22:36	中国電力のユリです。すいません人深部の認定に2号当時の認定につきましては今のカシマが申し上げた通りなんですけども、その結果として平均総厚1センチ以上になっていると。そういったことをちょっと書いたんですけども。
1:22:52	基準に誤解を招くような記載になっておりますので、記載内容については改めるようにしたいと思います。
1:22:58	以上です。
1:23:01	中国電力シミズです少しちょっと補足の前のページ見ていただいてですね31ページからですね、試掘坑のデータが入ってます。
1:23:11	その中にですねこの青字で書いたのがですねいわゆる今回、死亡当時のときに認定されていたシームなんですけども、ちょっと字が小さくて見づらいかもしれませんけど、それぞれ支部シーム幅がですね3センチとか5センチとか、
1:23:27	あってですねこういったものをちょっと当時、どういう評価されたかというのわからないんですけども平均的に見ると1cmだったということをもってですね多分おそらくセンチと書かれたただけであってですねこの試掘坑のデータそのまま見るとですね、5センチとかですね。

1:23:43	3cmとか最大 3cmとか言うような話、発火ことが書いてありますので、センチ、
1:23:51	以上シームの認定基準にしたというよりはですね平均的なものは 1cmだったというふうに当時のほか、解釈としては、我々としてはそういうふうに解釈しております。なので、さっきよりはいいました通り、1cmというのがちょっとあたかも判断基準かのように、
1:24:09	見受けられますけど、そんな機会はどこにも書いてありませんので、ちょっとこの表現は見直したいと思います。
1:26:10	規制庁サグチですけれども、すみません非常に
1:26:14	しょうがないことをお聞きするかもしれないんですけどちょっと教えていただきたい、補足の
1:26:19	6465 とかで、
1:26:22	層厚 5 センチ以上のシームとかって書かれているんですけど、65 ページの一番最後のところで、以上のことから、層圧 5 センチ以上の深部は局所的なものと評価した。
1:26:35	あるんですけど、これは
1:26:38	5 センチ以上の部分を抑制的なもので言ってるのか。
1:26:43	5 センチ以上のシームはすべからく極小的なものって言ってるのか。
1:26:49	どちらをおっしゃってるのかちょっと教えてください。
1:26:56	中国電力のユリです。総厚 5000 都心部の中で、そう厚い 5 センチ以上のものについては局所的だというような記載でございまして、
1:27:08	これちょっと、なんで資料整理しているかっていうと当時ですね、背斜軸との位置関係で何かそういう規則性が認められるんじゃないかということで、連続シームの中で 5cm 以上のシームとその位置関係ということで整理した資料になってございます。
1:27:25	以上です。
1:27:28	はい、サグチですけれども、
1:27:31	なので、この 5cm 以上の
1:27:35	部分が局所的ってことですよ。いや
1:27:39	いや、何でかって言うと 5cm 以上のシーム。
1:27:43	一定抑止的なものって言われちゃうと、
1:27:47	これすべく、アークですよ。そのシーム全体としてです。
1:27:52	そうすると、当然 B23.5. 6cm なんです。
1:27:57	これ、
1:28:00	局所的なシームで、
1:28:02	読めちゃうんですよ
1:28:04	でもこれは局所的ではなくて B23 っていうのは当然ながら、

1:28:09	広がりを持って、代表的なものとして、御社は、
1:28:13	当然評価をしているわけなので、
1:28:16	ちょっとそこは何かなんていうんです。
1:28:20	そして、そのCシーム全体とかシーム自体が局所的なもの。
1:28:25	っていうわけじゃないんだよっていう
1:28:27	ふうにはですね、ちょっとわかるような感じで。
1:28:31	示していただきたいと思います。
1:28:36	はい、中国電力のユリです。ご指摘の趣旨理解いたしました。シームのうち、層圧5センチ以上の箇所は局所的であるようなものそういったものでちょっと記載を修正したいと思います。以上です。
1:29:15	規制庁ナイトウですけれども、今話を聞いてやっとわかったんだけど。
1:29:20	このね、シームの性状の中で一番最初に層圧ごみセンチ以上のシームの性状って話が
1:29:28	出てきてんだけど、なんで5cmの話がシームの性状のトップ出て来てるのかが、
1:29:33	わかんなかったんだけど。
1:29:35	今の説明聞いてわかったのは、
1:29:38	褶曲軸との関係で、シームの厚さに投資褶曲軸の位置の関係で関連性があるかどうかを
1:29:47	検討した結果、褶曲軸との関係市との関係では、
1:29:53	シームの厚さは関係ないっていうことを
1:29:58	ということを費用化しましたっていうそういうことですか。
1:30:07	はい、中国電力のユリです。おっしゃる通りでございます。以上です。
1:30:13	で、理解をしたんだけどそれってどこに書いてありますか。
1:30:21	はい中国電力のユリです。どこにもちょっと記載ができておりませんので、追記するようにしたいと思います。申し訳ございませんでした。以上です。
1:30:43	規制庁のカイダです。ちょっと関連してなんですけど、今回
1:30:48	星取表補足のほうの62ページに、
1:30:52	つけていただいて、表でこれは対応がわかりやすくなったかなというふうに
1:31:00	思います。
1:31:02	ちょっとこれ今の
1:31:05	どのシームをっていうのは、
1:31:07	対象にしたのかっていうのと絡んでくるのかもしれませんが、
1:31:12	例えば、
1:31:15	第1ベントフィルタ格納槽とか、
1:31:19	低圧原子炉代替。



1:31:22	注水ポンプっていうのは、シームがないっていうふうに
1:31:26	この表からなってるんですが、
1:31:30	28 ページ 29 ページのこのスケッチを見ると、
1:31:36	シームっていうのが途切れ途切れなんですかね
1:31:41	書いてあってないわけではなくて、多分 7 市なんですかこれ。
1:31:47	あるようにも見えと。
1:31:50	これはこの表との関係っていうのは、
1:31:54	このシームは、
1:31:56	どういうふうにシームなんでしょうか、連続性がないとか、そういう評価をされたシームなんです。
1:32:05	中国電力のユリです。今まさにおっしゃった通りで連続性の低い、このスケッチ目の中でも途切れてしまっている。そういったなしの深部だという評価にしております。
1:32:17	なので一覧表のほうには記載しておりません。以上です。
1:32:23	はい。
1:32:25	一覧表のタイトルなんですけど。
1:32:29	耐震重要施設等直下に置く、
1:32:32	一応星取表ですかねとにおけるシームの分布一覧表とありますけども、
1:32:38	これはやっぱりさっきの今のと見比べると、あれっていうふうにも見えてしまいますので、
1:32:44	の連続性のあるシームの分布とかっていうのが連続性があると評価したものの、
1:32:52	シームとしてはこうだっというのわかるように、中、記載の工夫をお願いします。
1:33:00	中国電力ユリです。承知いたしました。
1:33:41	規制庁ナイトウですけども、えっとね。
1:33:44	やっぱり、
1:33:46	何を評価の対象とするシームとする方が連続性のいいシームとは定義とは何ぞやったのはしっかり書いて欲しいのので 28 ページ 29 ページでこれシームって書いてるんだから、これ例等地層を
1:34:04	を規制する断層はないという形で書いてあるけど、だけどこれ連続するシームはもうないということなんでね、そこはちゃんと書いて欲しいんですけど。
1:34:19	はい、中国電力のユリです。そのような連続性がない深部である旨をちょっとスケッチのほうにも記載したいと思います。以上です
1:34:37	えっとね。
1:34:40	皆さんが求められている結論は何だかっていうのは、

1:34:44	きちんと認識をして、
1:34:46	評価結果を書いてください。
1:34:50	連続性のないシームが認められるということが求められる結論ではないですよ ね。
1:35:01	露頭するところに連続性のいいシーム等、実質規制するような断層なり地すべ り弁がないということが重要結論ですよ。違いですか。
1:35:14	皆さん方、何を主張されたいんですか。
1:35:21	はい、ほぼ連続性のあるような断層でございましたり破碎を伴うあの断層、ま たしぼん切る地すべり面がないことは、我々は主張したいことでございますの で、そういったそういうCP連続性のあるシームだったりですね。
1:35:36	断層だったりがないことを主張したいことなんで、そういったことをわかるように 記載したいと思います。以上です。
1:35:55	規制庁のマツスエです。ちょっと関連つちゅうか同じようなことなんですが、先 ほど試掘坑のスケッチで説明されたんですけど。
1:36:04	例えば補足の 39 ページ。
1:36:11	追記でB-8CMとかB-7-1 シームっていうのがこれだよっていう話。
1:36:19	示していただいているんですけどもそのほかにもシームっていっぱい書いてあ るんですよ。
1:36:26	これ見るとやっぱり厚さで選んだんじゃないかっていうふうにはしか見えないんで すよね。
1:36:32	このスケッチを見ると、その辺ちょっと先ほどの御社が説明されたことと整合が てるような説明をやっぱりきちんと
1:36:42	していただくようにお願いします。
1:36:53	はい、中国電力会社です承知いたしました。
1:36:58	中国電力シミズです。基本的にはですねこのシームちょっと絵が小さくて見づ らいかと思えますけどこの試掘坑内ですねえとシームがですね両端が確認 できているというものをですねはシームと連続するものとしてないと思ってい ますんでそこら辺りがわかるように整理したいと思えます。
1:37:16	以上です。
1:38:53	サグチですけども、
1:38:55	規制庁サグチですけども、ちょっとこれもすいません教えてください。
1:38:59	77 ページでいろいろこうXRDの
1:39:04	結果出されているんですけど。
1:39:06	この中で、
1:39:09	真ん中ぐらいに者シャープ値ロール

1:39:14	沸石ってあると思うんですけど、これって今もこれ、ここの名前使うんですって。これは変わらず、
1:39:27	中国電力のユリです。今もこの名称の借地ロール堰という名称を使うかどうかちょっと今現在でお答えできませんのでちょっとあの確認させていただいて回答させてください。以上です。
1:39:40	はい、サグチです。ありがとうございます。中野ほかのサイトだとなんか国の大量ライトみたいな、
1:39:46	そんな呼び方が最新だよみたいな何か異常辺り意外言ってたような記憶がある。
1:39:52	ちょっとごめんなさい間違ったら申し訳ないんですけど、一度確認をお願いします。
1:40:01	中部電力ユリです。ご指摘ありがとうございます。ちょっと確認させていただいて修正したいと思います。以上です。
1:41:15	規制庁クマガエです。
1:41:17	はい。
1:41:18	いろいろと今コメントさせていただきましたので、こちらについてはきちんと反映をさせていただくようにしてください。
1:41:25	続いて、
1:41:26	今日のもう1件の津波について、
1:41:29	時間もありますので、簡単に御説明いただいてですね、いただければと思いますよろしくお願いします。
1:41:40	中国電力オダです。それでは島根原子力発電所2号炉津波評価について御説明いたします。
1:41:46	説明で用いる手話としましては、資料番号EP-082回06の審査を踏まえた検討反映事項の一覧表。
1:41:55	EP-074回05の本編資料、
1:41:59	EP-074行書いて4の補足説明資料の3点です。
1:42:05	まず審査を踏まえた検討反映事項の一覧表をお願いします。
1:42:14	こちらの3ページ目の津浪の項目を御参照ください。
1:42:18	まず1ポツ目の計算格子サイズの細分化ですが、細分化の目的としましては、改定地形や津波の空間派遣の考慮も行っておりますのでや部隊の影響等としております。
1:42:30	また細分化により広範囲において再掲撮取を満足して再現性が向上している旨を追記しております。
1:42:37	2ポツ目は領域を連動でプラスを実施した結果、基準津波策を策定したことを追記しております。

1:42:44	3 ポツ目は防波堤なし条件についてですが、ケースを条件に変更した上で五条側での表現を参照しまして、地震による損傷が否定できないと修正しております。
1:42:54	また、防波壁防波堤防波堤なし条件において防波堤あり条件と同様に、クラストを介しまして、巡査みを策定すると、手動修正しております。
1:43:05	4 ポツ目が津浪堆積物調査についてですが、基本的には策定に影響がないことだけでなく、基準津波を痕跡高から推定される津波の規模を超えていることも確認しているという記載を追加しております。
1:43:19	今後詰めは基準津波 1 から 6 の概要で前回救済一応鳥取県 2012 に基づく 1 領域モデルとしておりましたが、鳥取県が設定しているモデルをそのまま用いていますことから基づくという表現が適切でない判断し、鳥取県モデルに変更しました。
1:43:36	また各基準津波での防波堤あり条件についても記載するようにいたしました。
1:43:42	続きまして本編資料を用いて前回ヒアリングからの変更点を御説明します。
1:43:47	1 ページをお願いします。
1:43:53	こちら本編資料 1 ページにつきまして、津浪評価ではTPP表記を用いておりますが、前回までの資料では、TPP表記に関する説明がなかったため、他資料とのBPLとの関係性が置かなかつたため、※1 を追加しております。
1:44:09	TPPは東京は平均海面を示しており、敷地における標高ELはPPプラマイ 0m を基準としているため、TPP=ELとなります。
1:44:19	本資料ではTPP表記を用います。
1:44:21	続きまして 3 ページをお願いします。
1:44:28	基準津波の策定結果について、今回は 1 ページにまとめて記載しておりましたが、SE上昇側と水位下降に分けて 2 ページに記載するようにはいたしました。
1:44:38	また各基準津波がなぜ選ばれたのかわかるように記載を見直すとともに、表の該当箇所をハッチングや枠線で明示しております。
1:44:47	水位上昇側につきましては箱書きの文書をご参照ください。4 ページをお願いします。
1:44:55	こちらには基準津波SEここが記載しております。こちらにつきましても掛け金津波でどのような理由で選ばれたのかについては箱書きを参照ください。
1:45:05	8 ページをお願いします。
1:45:11	新生児科の主な変更内容では、計算格子サイズの変更について内容を修正しております。

1:45:16	申請時の評価と最終評価では、まず計算格子サイズを各領域でどのように設定したから記載してしまして、それを受けてく再現性がどのようであったかというのを説明して説明しております。
1:45:28	最終評価の最後のポツに記載しています通り新生児は島根半島のみであったん対し既往津波の再現性表し方について、北海道から島根半島に至る日本海沿岸域の広範囲においても満足して再現性が向上しました。
1:45:45	13 ページをお願いします。
1:45:50	こちら領域連動の検討についてですが、前回お敷地への影響が大きい波源を選定した結果がで記載しておりましたが、申請後新たに追加した検討の概要を説明するのが目的のページでありますので、結果は樹細節内容の説明のみにいたしました。
1:46:06	14 ページをお願いします。
1:46:10	こちらが防波堤なし条件の津波評価についてですが、こちらも同様に内容の説明までとした結果については記載しておりません。
1:46:18	また防波堤は、自主設備としているため、資料と同様に※書きでその旨を記載しております。
1:46:24	25 ページをお願いします。
1:46:28	こちらは目次であります、前回は 6 章で防波堤の影響検討としまして、防波堤あり条件のまとめと防波堤なし条件の津波評価をまとめて説明しておりましたが、今回の資料では、この一つの章で防波堤ありとなしが混在するとわかりづらいため、
1:46:46	今回は 6 章で防波堤あり条件 7 章で防波堤なし条件等賞を気を行い、これらを踏まえまして、基準津波を策定するといった構成にしました。
1:46:56	34 ページをお願いします。
1:47:00	こちらが文献調査のまとめの変更についてですが、4 ポツの地震以外の地震以外の要因による津波に関する記載で前回は発電所近傍の痕跡高はないとしていた箇所を前段の文献調査結果を踏まえまして、敷地周辺における記録はないと修文いたしました。
1:47:17	37 ページをお願いします。
1:47:22	次に津波解析の計算条件について御説明します。
1:47:26	掲載計算領域としましては、日本海全域としていた箇所をより具体的な範囲がわかるように記載の適正化を行い、対馬海峡付近から間宮海峡付近に至る東西方向約 1300km、南北方向へ約 2100kmといたしました。
1:47:42	計算スキームとしては、空間差分は駅サッカーの講師時間差分はリーク付録を用いたといたしました。
1:47:49	42 ページをお願いします。

1:47:54	次に、計算格子サイズと津波の波長の関係の確認について御説明します。
1:48:00	右側中央部に示しますように、長谷川ほか 198 の方法では、計算格子間隔は津波の空間は $K-18N-20$ 分の 1 以下に設定すればよいとされております。
1:48:11	この関係式から求めた推進と計算格子サイズの対応が右下の表でありまして、この表と左図の水深データに基づきまして計算格子間隔が津波の空間は $K-1$ 波長の 20 分の 1 以下、以下になっていることを確認いたしました。
1:48:28	また、計算格子サイズの細分化前後の再現性系統の比較も込みましたので、その結果を御説明します。
1:48:36	補足説明資料の 25 ページをお願いします。
1:48:45	こちらが新生児等細分化後の債権設計等に用いた地点数とその結果を記載しております。
1:48:52	新生児を日本海中部地震津波で 17 地点、北海道南西沖地震津波で 34 地点で計画を求めておりましたが、細分化号はそれぞれ 210 にしてる 220220 地点と大幅に試験数をふやしております。
1:49:07	1. 数を大幅にふやしましても括弧書きで記載しておくように再現性の指標も属することから、さ細分化により再現性補助していることを確認いたしました。
1:49:18	本編資料に戻りまして 65 ページをお願いします。
1:49:27	こちらの一番上の箱書きでは前回まで土木学会 2002 と 2016 を土木学会で定義しまして、土木学会に基づく検討としておりましたが、土木学会 2002 のみ記載があるのは、領域連動のパラスタにおける層厚の標準偏差のみでありましたので、
1:49:44	こちらは土木学会 2016 のみを土木学会の提起することによりまして、層厚の標準偏差説明箇所では、土木学会 2002 によると明記することといたしました。
1:49:56	69 ページをお願いします。
1:50:00	こちらはプラス等を行う上で基準とするモデルとパラメータの設定方法に関する説明のページですが、基準断層モデルと基準波源モデルという言葉が資料なり混在しておりましたので、基準波源モデルとしてことは統一いたしました。
1:50:14	ただし、派遣ではないモデルや、文献から引用してきた言葉をそのまま基準断層モデルとしております。
1:50:20	またパラメータパラメータ設定方法の中で滑り量の説明がなかったために新たに追加しております。
1:50:26	167 ページをお願いします。
1:50:31	こちらは日本回答縁部に想定される地震による津波の各検討において考慮した波源モデルの設定の妥当性について確認することを目的に、主なパラメー

	夕について整理したものでありますが、再就業の滑り量の算定根拠につきまして、
1:50:46	具体的に各検討でどのように滑り量を設定して設定しているのかわかるように記載の充実化を行いました。
1:50:54	229 ページをご覧ください。
1:51:00	陸上地すべりに起因する津波に関する変更ご説明します。
1:51:04	前回Wattsの方法による結果は、補足説明資料に記載しておりましたが、こちら本編に移動しました。
1:51:11	F5 で相対的に全振幅が大きくなる。ANS7 とNS26 についてWattsと二相流の医師法で比較した結果、二相流で評価水位が最高及び最低となっております。
1:51:25	なお海域活断層とWattsの帳票の結果につきましては、補足からページを削除し、Wattsと二相流後送り発見比較の残しております。
1:51:36	269 ページをお願いします。
1:51:42	こちらでは防波堤あり条件のまとめのうち水位上昇側を記載しております。
1:51:48	箱書きに記載の通りで水位上昇側で引き値への影響が大きい津波としましては、日本回答縁部波源域とする地方自治体独自の波源モデルに基づく検討鳥取県 2012 における評価水位最高ケースが
1:52:04	防波堤あり条件で施設護岸または防波壁において最高水位を示すとなっております。
1:52:11	また二つ目の箱書きですが、日本海等縁部波源域とする地震発生領域の連動高齢者検討における評価水位最高ケースが上記ケースの 2 号及び 3 号炉取水槽における評価水位を上回る、またはほぼ同値となることから、敷地への影響大きい津波として評価しました。
1:52:28	これらにつきましては僅差に策定八章ですけれども、敷地への影響が大きい。これらの波源を八章で用いますこれを表で赤枠で示しております。
1:52:40	270 ページをお願いします。
1:52:44	こちらは水位下降側のまとめを記載しております。
1:52:47	こちらの箱書きに記載の通り敷地への影響が大きい津波をまとめております。
1:52:52	こちらについても 9000 策定八章で、これらの波源を用います。そして結構長中で赤枠で示しております。
1:52:59	続きまして 273 ページをお願いします。
1:53:06	防波堤というのは非常勤の津波評価の方針について御説明します。
1:53:10	先ほど防波堤あり条件のまとめより中段の表の通り、三つの検討項目を敷地への影響が大きい津波を確認した検討項目としまして、これらの検討項目において、防波堤あり条件と同様にパラメータスタディを超えます。

1:53:25	これらの検討項目につきましては、防波堤なし条件での津波評価、津波評価表と
1:53:31	津波評価結果を御説明します。303 ページをお願いします。
1:53:41	こちらでは防波堤なし条件での津波評価結果のうち水位上昇側を示しております。
1:53:47	箱書きで示す通り日本海等MO波源域とする地方自治体独自の波源モデリング検討鳥取県 2012 における評価水位最高ケースの波源は、防波堤あり条件と同様であることを確認いたしました。
1:54:01	また、日本海等MO波源記述する地震発生領域の連動高齢者検討における評価水位最高ケースの平和で防波堤あり条件と異なったわかりました。またにつきましては、基準津波策定発症において防波堤なし条件の波源としまして、この当該波源を用います。
1:54:20	304 ページをお願いします。
1:54:25	こちらは水位下降側の津波評価結果でありまして、ハ号箱書きの通り、日本回答縁部波源域とする地方自治体独自の波源モデルに基づく検討鳥取県 2012 における評価水位最低ケースの波源は、防波堤あり条件と同様でありました。
1:54:41	海域活断層でF3 からF5 についても同様の波源となっております。
1:54:47	2 ポツ目で記載しております日本海東部波源域とする地震発生領域の連動こうした検討につきましては、
1:54:53	評価水位最低ケースの波源が防波堤ありちゅうあり条件と異なる波源となりました。
1:54:59	こちらにつきましては、9000 策定発症において、防波堤なし条件として当該波源を用います。
1:55:05	307 ページをお願いします。
1:55:08	先ほどまでの防波堤より条件防波堤なし条件の津波評価結果を踏まえまして、策定した基準津波のうち水位上昇側を示しております。
1:55:17	結果自体は最初に御説明した内容と同様ですが、これまでの結果とのひもづけをするために、表の中の波源の名称の下にそれぞれの波源の検討項目を記載しております。
1:55:30	次に 332 ページをお願いします。
1:55:36	続きまして、山陰地方における痕跡高と金銭の比較について御説明します。
1:55:42	前回までは一類等で痕跡高が上回らないことと、その理由についてのみ言及しておりましたが、隠岐諸島で痕跡高を上回っていることについて記載がありませんでした。



1:55:53	よって、1 ポツ目を追加しまして、1833 年、1833 年山形庄内沖地震津波の痕跡が確認された隠岐諸島では、と基準津波が痕跡高を上回ることを確認したといたしました。
1:56:08	333 ページをお願いします。
1:56:14	こちらがあまり子神社及び米子空港周辺の痕跡高を概ね再現した波源について、敷地における水位を確認した結果です。
1:56:23	右図で示しますように、基準津波に比べて各検討ケースの津波高は十分に小さいことから、基準津波の選定の影響がないこと及び基準津波は痕跡高等から設計される津波の規模を超えていることを確認した。
1:56:38	どうしました。
1:56:40	次に 1 資料について御説明します。補足説明資料の 385 ページをお願いします。
1:56:54	こちら 384 ページ 385 ページの 2 ページに戻ってあまり子神社及び信雄空港周辺の痕跡高等を再現できる波源による敷地への影響の検討をお示しております。
1:57:07	こちらの 385 ページの箱書きでお示するように、1833 年当時の地形状況を買うな範囲で考慮して数値シミュレーションを実施した結果、基準津波 2 を選定する際に移行した波源による水位はあまり子神社及びへの御空港周辺の痕跡高と概ね再現することができました。
1:57:28	それに加えて、2 ポツ目で期待しておりますが、なお屋においては、基準津波 1 基金債による津波が痕跡高を上回ることを確認いたしました。
1:57:38	386 ページをお願いします。
1:57:43	最後に、あまり子神社及び長雄空港周辺に影響の多い因子影響の大きい因子の抽出に関する新知見について御説明します。
1:57:53	山中ほか 2020 では 1833 年庄内沖地震津波の円環挙動につきまして、現地調査等数値計算によって分析しております、この文献によると、1833 年庄内沖地震津波による差か見落としで発生した浸水は、
1:58:10	観測事実の定量的な分析から沿岸部固有振動による水位増大により発生したこと。
1:58:17	複数の固有振動モードは重畳をしていた可能性があることが多かったとしている。
1:58:23	また、さらにこういう振動周期に関して分析を行い、併せていくというに基づき周期 64 分、また、また、632 分の波の振幅はそれぞれ 0.4m 及び 0.3m と推定されます。

1:58:38	その周期成分の振動が最大水位形成時に同位相で調合していたと仮定すれば、最大水位形成に家体制周期 30 分以上の固有振動の寄与率は 30%程度あったとしています。
1:58:52	また、下の箱け箱書きの通り、当社の津波解析ではあまり子神社付近の浸水地点における時刻歴はけより営推上昇側の最大値付近では、周期 30 分程度何が確認されることから、山中ほか 2020 の結果と整合した結果を得ていることを確認したとしております。
1:59:12	以上で説明を終わります。
1:59:35	規制庁タニです。
1:59:37	いろいろ
1:59:39	自主的に変更超えてるところとかがたくさん音と思うんですけど、
1:59:44	ちょっと私、前回のヒアリングで聞き確認した。
1:59:49	津波痕跡高との関係ですね 338 ページ。
1:59:59	これこれ付け加えていただいて、
2:00:05	7 類の情報もつけてくれたってことなんですけど、ちょっとその前のページに戻っていただいて、336 ページですか。
2:00:15	この、やっぱりちょっと言葉足らずかなと思ってるのは、基準津波の選定に影響がないことっていうことが、言葉が書かれているんですけど。
2:00:26	これ、
2:00:29	どう因果関係としては、
2:00:33	今回つけ足した基準津波は、
2:00:37	痕跡高等から推定される規模を超えているということを確認したから、基準津波の選定に影響がないのか、そう、そうじゃなくて基準津波の選定には影響がないことを別途何か確認しているのかっていうのがちょっと何か未定ってよくわからなくて、
2:00:53	て基準津波の選定に影響が
2:00:57	ある場合はどう、どういう場合が、
2:00:59	この影響があるって言葉になるんなるんですかね。
2:01:03	この基準津波に選定選定に影響がないことってものをどう具体的にどこのことを言ってるのかちょっと教えてください。
2:01:22	中国電力のセイキです。本編資料のその少し前 333 ページをお願いいたします。
2:01:31	こちらは 333 ページの横軸は検討係数ということで、
2:01:38	あまり子神社、あのような御空港周辺の痕跡高が高くなるように、基準津波の選定過程を使いまして、そのパラメータスタディの過程を使いまして、パラメータスタディを行った結果を横軸にとっております。

2:01:54	基準津波の選定への影響があるという仮定ですが、そのようになるケースとしては、このはまり個人じゃなく空港周辺の
2:02:10	痕跡高が高くなるように行った。
2:02:15	パラメータスタディの
2:02:18	結果のときに、
2:02:22	発電所敷地におきましても、基準津波よりも高いような
2:02:29	水位が確認されるという場合が影響があるということになるかと思いますが、今回のパラメータスタディでは
2:02:39	発電所に向かってパラメータスタディを行ってますので
2:02:43	当然かもしれませんが、あまり個人税名護空港周辺に向けてのパラメータスタディを行ったというものは要る津波の選定の影響がないってことを確認したってことで、
2:02:57	このことも含めまして、赤い文字で追記をさせていただいておりますが、痕跡高等から推定される津波の規模と書いておまして、これは日本語で痕跡高等から推定される津波と書いておましてのは、
2:03:12	こちらでいうケースのNo.9のことを示していると考えておまして、
2:03:17	基準津波はこのNo.9のケースの津波の高さを超えていることを確認したということも追記させていただいたところなんです。二つのことを確認したっていう、一つの影響がないっていうのはこれまでの審査の流れの中で御説明しているところなんです。
2:03:36	次いでされ高さを超えているというところはかけておりませんでしたので、追記させていただいたというふうに考えております。以上です。
2:03:51	はい。
2:03:52	規制庁タニです。
2:03:54	そうですね 333 ページの中、検討結果で、
2:04:00	選定の影響がないっていうんでこの言葉がどうかと思うんですけども、
2:04:07	とにかくこういう検討をやったんだよとか基準津波選定
2:04:12	2 項時なんていうんですかね。あんまり子神社とか花子空港の痕跡高っていうのは、
2:04:22	えっと、基準津波自体はこうやってないんだけど、選定に
2:04:27	考える必要がないんだっていうようなことを書かれているんだと思うんですけど、何かこの言葉がですねちょっと人中 1 人歩きしているような感じがしてて、
2:04:37	例えば、A3 のですね。
2:04:41	3-12344 ポツ目ですね津波のところの 3 ページの
2:04:49	333 ページで説明を受けると、何となく言ってることわかるんですけど。
2:04:55	ここで、



2:07:51	ちょっと確認したいんですけど。
2:07:54	中国電力のセイキです。すいません。お手元に少しべきがありませんので少し表現が異なるかもしれませんが別記のほうでは浸水深及び浸水域といった記載であったかと思います。今回
2:08:10	確認しました。またガイドのほうを我々、記載しておりますが、津波の規模というのは、先ほども言いかえましたが綱痕跡高さ津浪高さのことを津浪規模とガイドのほうで表せていると考え、こちらのほうを記載させていただきましたべき機能を使わなかった理由としては、
2:08:28	浸水域と広がりを持ったものでこの歴史津波の痕跡高が記載されているものかどうかで少しわかりませんでしたので、この点で、この地点この歴史津波の視点では超えているということにより
2:08:44	はっきり書いたほうがいいのかと思ひましてガイドのほうの希望という記載で記載をさせていただきました。そのことも含めて、新水浸水域と期待することも可能かと思ひますので、思ひますが、今回
2:08:59	その地点という意味で規模という言葉使ったという次第です。以上です。
2:09:06	はい規制庁谷です。
2:09:10	うん。
2:09:12	これは別記のような書き方でもかけるのであればこれと別記の関係もあると思うので、ちょっと付けとしていただけたらなと思ひています。いずれにしても別記で要求していることっていうのはクリアしてるっていうのが御社の考えですよな。
2:09:30	中国電力のセイキです。別記のあの要求もクリアしていると考えております。とにかくことも可能と考えております。以上です。はい。
2:09:39	我々も審査でこれをクリアしてるっていう、まあ評価でいますので、お願いします。
2:09:45	あとですねこれもなんか 338 ページの表の
2:09:51	今回赤字で、
2:09:54	追加されているこの真ん中のところですね、真ん中の黒文字これ前からあった言葉なんですけど。
2:10:03	津波高応答を再現しその派遣が敷地に影響を与えないことを確認したって書いてますけど、これ、影響を与えないことまでを確認してなくて影響がこれは、
2:10:17	相対的に小さいことを確認しているっていうことですよな。
2:10:21	影響はないって言うと言い過ぎなんじゃないかなっていうので確認しています。
2:10:27	中国電力のセイキです。おっしゃっていただけた通りの影響が小さいことを確認したという記載のが適切かと思ひますので、そのように修文させていただきます。以上です。

2:10:56	規制庁タニです。これあれですよ、基準津波選定した基準津波と比較して影響が影響を与えないとかって影響が小さいってことなんですよ。その辺がちゃんとわかるようにしていただけたらと思います。
2:11:11	中国電力のセイキです。少し言葉足らずなところがあったかと思いますが、基準津波と比較してということが影響がない、小さいということがわかるように記載させていただきます。以上です。
2:11:23	はい、お願いします。
2:11:25	あとですねちょっと細かい点なんですけど、47 ページ。
2:11:31	本当細かい点ですみません、上昇側評価推定これ。
2:11:37	施設護岸及び防波壁ってここなってるけど、
2:11:41	このページって何かちょっと大事なページで他またはってという言葉を使ってですね、施設護岸または防波壁
2:11:49	これもあったのか。
2:11:50	正しいですよ。
2:11:55	タイトルとしては、
2:11:57	中国電力のセイキです失礼いたしました。47 ページも
2:12:02	ポツの中はまたはとなっております括弧書きが、及びとなっておりますまたはということで、記載すべきところと考えております。修正させていただきます。以上です。
2:12:13	規制庁タニです。お願いします。
2:12:17	あとですね、これもすごい細かい点なんですけどね。
2:12:22	A3 の
2:12:27	津波の検討項目の 123、
2:12:32	三つ目のポツですね。
2:12:35	これ、
2:12:37	今回、
2:12:39	防波堤なし条件において防波堤ありケースと同様にパラスタを行ってという言葉になってるんですけど、これ何か今まで私が聞いてたイメージは、
2:12:52	防波堤あり条件と同を同じようなパラスタを行ったっていうだけ。
2:12:57	条件と同様のパラスタっていう
2:13:00	イメージで聞いてたんですけど、これこれ同様日程をMUTOHなんかパラスタをしたことが同様なんだっていうふうにならうにちょっと私は受け取ってしまったんですけどこれ同様のパラスタっていいんですよ。
2:13:14	やってるのよ。
2:13:19	中国電力のセイキです。
2:13:22	同様と書かせていただきましたのが基準と

2:13:27	防波堤あり条件のときに行ったパラメータスタディの手順を
2:13:35	家庭なし条件で1からといいますかゼロかなといいますか、概略パラメータスタディ、詳細パラメータスタディ連動についてはその詳細を①②③その過程を防波堤なし条件でも同じように組んだということです。
2:13:51	パラメータスタディの中では影響があるものが少しずつ変わっていくというところパラメーターのケースが変わっていくというところはあるかもしれませんがそこも踏まえて考え方が同様であるということをごちらでは同様にと記載しております。以上です。
2:14:08	規制庁タニです。同様の考え方で、同様に、
2:14:12	同様の考え方で同じような内容のパラスタを行ったってことですね。それだけ確認できたらいいんです。
2:14:22	中国電力のセイキです。同様の考え方で行ったということで、ことごとございます。以上です。
2:14:36	規制庁タニです。
2:14:39	わかりました。
2:14:43	はい。とりあえずちよつと私のこれ以上です。
2:14:57	規制庁投入す後ですねこれは本当確認なんですけれども、
2:15:02	防波堤なしのときに、
2:15:06	防波堤ありの条件と異なる波源になったら評価水へ派遣が評価水位が最高になるされてんなる津波っていうのを前選んでるんですけど。
2:15:20	この評価点っていうのはあれですね上昇側だったら施設護岸または防波壁っていうことでいいんですよね。下降側だったら、2号炉取水口と。
2:15:31	の
2:15:32	東西っていうことでいいんですね、取水槽とかはそんなのは、
2:15:36	特に考えてなくて、評価点としては、
2:15:42	もともとなんか基本とするって言った、その評価点での評価ということでいいんですよね。
2:15:49	中国電力のセイキです。今おっしゃっていただきました通り、防波壁
2:15:54	決まって施設護岸または防波壁取水口ということでございます。こちらの考え方も防波堤がある場合ない場合どのように行っております。以上です。
2:16:09	はい、確認できました。
2:16:35	規制庁サグチですけど。
2:16:38	ごめんなさい、もう1回ちよつと確認をさせていただきたいんですけど。
2:16:43	基準津波の策定でどういうふう策定をしたか、理由をっていうので、前回ちよつとヒアリングでお聞きして、
2:16:53	だと思んですけど、今回、

2:16:56	307 ページ 308 ページに
2:17:01	その理由、理由ですよ。
2:17:05	あるんですけどね 307 ページが上昇が 30308 ページが下降側なんですけど、307 ページっていうのは、例えば基準津波 2 とかだと基準津波 1、
2:17:17	これの評価水位を上回る、またはほぼ同値となる津波ということで書かれて、
2:17:22	いるんですけど。
2:17:24	一方で、308 ページの下降側っていうのは、基準津波 3 とか 4 っていうのは、
2:17:30	これ、基準津波 1、
2:17:33	評価水位を下回る津波って両方とも同じなんですけど。
2:17:37	これ
2:17:40	なぜこれ二つともいるのか。
2:17:42	っていうことです。
2:17:45	下回る。
2:17:46	で考えれば、確かに何かさんも確かに 2 日回ってるんですけど。
2:17:52	3 と 4 と比べたら、
2:17:54	413 のほうが下回っている。
2:17:57	ほかの
2:17:58	で考えたら 4. これ位いるんですかねっていうのがどうしても出てきちゃうんですけど。
2:18:04	これって、
2:18:05	下回るだから同じように 307 ページと同じような感じで。
2:18:09	下回るまたはほぼ同値となるとかっていうのはまだわからないと思うんですけど 3 も 4 もほとんど同じで 1 に対してですね。下回る津波って書かれちゃうと、
2:18:21	別これ 3 さんだけで十分じゃないのって思っちゃうんですけど、その辺りちょっと考え方も教えてください。
2:18:45	中国電力のセイキです。
2:18:48	今サグチさんがおっしゃっていただきました通りですね。下回るだけですと、
2:18:54	基準津波 3 のほうがより下回っておりますのでそちらだけが可能というふうに見えてしまいますので、基準津波 4 も選んでいることの理由として、上昇側と同様に、またほぼ同値となるといった言葉を記載して、基準津波 4 が、
2:19:09	ヤマダれたことを明確にしたいと思います。以上です。
2:19:16	はいサグチです。
2:19:18	そうですね。ほぼ同値っていうんだったらわかるんですけど、ちょっとそこは、
2:19:22	整理をしていただきたいのと、あと、さっきタナカられました 336 ページとか、
2:19:28	338 ページでしたっけ。



2:19:31	最後の
2:19:33	津波堆積物調査のまとめのところで、今回特に赤字になっているようなところが、
2:19:39	別記 2aと対応するようなものとしては、この基準津波月痕跡高を上回ることを確認した。
2:19:49	いうところだと思うんですけど。
2:19:53	ちなみになんですけども教えていただきたいんですけど。
2:19:56	当然べきでは痕跡高ではなくて、津波高ってなっていて、何故かっていうと、これは痕跡高＝津波高では、
2:20:08	ないという。
2:20:09	ことが、
2:20:11	本当かどうかは別としてですよ。
2:20:15	一緒なのか一緒じゃないのかっていうのもあって、
2:20:18	で、多分べきでは、津波高と。
2:20:23	書かれている。
2:20:24	そういうふうに考えると、痕跡高と津波高っていうこの地方だと一緒と考えていいのか、それとも、
2:20:32	ちょっと違うよ。
2:20:34	ていうのか、ちょっとそのあたりを教えていただいていた方がいいですか。
2:20:43	中国電力のセイキです。痕跡高と実際に東城訪れた津波高が同じかどうかというの
2:20:53	申し訳ございません。ちょっと知見を持ち合わせていないんですが、333 ページ先ほど津波のシミュレーション結果を見ていただきました通り、敷地に想定しております基準津波よりは、いずれにしても、かなり小さい。
2:21:09	痕跡高を再現する津波高はかなり小さいものとなっておりますので、いずれにしてもその津波高を上回るということを確認しているといえると考えております。以上です。
2:21:24	はい、サグチです。
2:21:26	もちろんこの津波高、ごめんなさい、痕跡高ね 333 ページ、痕跡高を大きく上回るような設定はされているっていうことはまあわかるんですけど、まあかといって本当に津波高と痕跡高が一緒かどうかという
2:21:42	何かエビデンスがあるかどうかという和多分ならないと思うんですけど、それは先行サイトとかも含めて、
2:21:50	なんかそうそういう知見みたいな、
2:21:53	ご存知ないです。

2:22:04	中国電力のセイキです。申し訳ございません。知見を調べ切れていないというのが現状でございます。
2:22:12	以上です。
2:22:15	サグチ。
2:22:17	いずれにしても先ほどあったように別記の記載だと正確に言うと、
2:22:29	地質学的証拠及び歴史記録等から推定される津波高及び浸水域を上回っていること。
2:22:38	と書かれていますので、
2:22:40	それに間宮見合うような形で、
2:22:44	記載は適正化していただくのと、ちゃんと上回ってるんだったらうまく上回りますよということがわかるような
2:22:53	まとめ方というか、実際にはしていただきたいと思う。
2:22:59	中国電力のセイキです。承知いたしました。
2:23:10	規制庁投入す。
2:23:12	ですね、ちょっともう1点、速記と関連して細かいことで、補足の384385ページで、
2:23:25	これ
2:23:26	あんまり子神社だとか、
2:23:29	ような僕交代の堆積物の標高だとかと。
2:23:35	影響の大きい因子を不確かさとして
2:23:39	基準津波2を
2:23:41	作る過程に出てきたような
2:23:43	シミュレーションですかね。それと比べていますよってということなんですけど、これって、
2:23:49	もし概ね再現することができたっていうか書いてるんですけど、あんまり個人で及びような御空港の痕跡高を概ね再現することができる。
2:23:59	これちょっと僕その当時の経緯を。
2:24:03	ちょっと確認したいんですけど、これ細かくこう見ると何か
2:24:07	あんまり子神社というような子空港のところとかって小数点22までた出してて、
2:24:14	ねほちょっとだけ何かこうやっているような数字が出ていますよね、これは御社のほうとしてはこの辺の構造本当のcm単位の話はあまりこう議論できないから公営てるとかじゃなくて、
2:24:28	概ね再現っていう言葉を使ってるんですかこれは何か超えるようなことをちらっとこう。
2:24:34	表中に見せているのか。
2:24:37	そうじゃなくて、小数点にはあんまり

2:24:40	関係ない。
2:24:41	話なんですかね。
2:24:46	はい、中国電力のツボタです。小数第 2 は、やっぱりそのセイキというふうな扱いはしてなくて基本勝訴第 1 だと思っておりますんで、そういう意味では今なお空港堆積物の分布標高+1.4 に対してはうちの評価。
2:25:05	まず 1.4 ということで、そういう意味で概ね再現することができたということでただ一応数値としては、1.41 というデジタルデータありましたのでそれを記載させていただいているという形でございます。
2:25:25	規制庁タニです。
2:25:26	本当は 384 ページの表の空港に関しては 1.4 に対して、9 番のケース 1.6 ってなってますよねこれは超えてるっていう
2:25:38	ことを言ってるんですか。
2:25:45	中国電力のセイキです。9 番のケースは親御空港で 1.6 ということで、超えていると評価しております。以上です。
2:25:58	はい。事実関係確認できました
2:27:19	規制庁サグチですけど、ちょっとごめんなさい、先ほどのでさらに確認なんですけど、セイキさんあまりそういった知見は、ちょっと確認してないというか、低されてましたけど、これを、参考資料の 360 万、7 ページ以降で
2:27:35	そういう知見なんではないのかなということ。
2:27:38	今思ったんです。
2:27:39	これは違うんですが、360
2:27:43	7 から 369 ぐらい。
2:27:45	ところで、
2:27:48	中国電力の請求失礼いたしました
2:27:52	306 の津波堆積物ということで津浪のほうは、これよりもはるかに高い値であったらろうというところの残っている痕跡がこうであるということを考察したようなものでございます。
2:28:04	そういった知見はそのまま取り入れております。すいません説明がありませんでしたよね。
2:28:13	はい、サグチですよ。ちょっと先行サイトのほうも確認されてどんな感じで、
2:28:20	そんな津波。
2:28:23	痕跡高と。
2:28:25	それから、津浪高さの関係を
2:28:28	推定されているのかというのはちょっと確認をしておいて、
2:28:34	中国電力のセイキです。承知いたしました。
2:29:08	規制庁クマガエです。

2:29:11	今日津波についてもですね、今、確認をさせていただいて、
2:29:15	これで先週、
2:29:18	15日、
2:29:21	のヒアリングと合わせてですね、一通り、
2:29:24	各分野について内容を確認をさせていただいたと。
2:29:27	いうところかと思えます。
2:29:30	それで、今
2:29:32	今日は
2:29:34	こちらと津波の資料をいただいて、
2:29:36	今先週の
2:29:38	日ありがとものについてはですね。
2:29:41	今いろいろと内容確認をしたりとかですねいろいろと作業されてるところだと思うんですけども。
2:29:49	今日のコメントとかも踏まえてですね、今後
2:29:53	資料直されてるとこだと思いますが、皆さんどういふどれぐらいのスケジュールで今作業をされていて、今後どう乗ること考えてらっしゃるのかっていうちょっとスケジュール感を教えていただければと思いますがいかがでしょうか。
2:30:11	中国電力のカシマです。
2:30:13	今先週ヒアリングいただきました陸域、
2:30:18	海域のほうはまたの中で特にコメントいただいているんですけど、陸域と安定解析、
2:30:26	あと火山ですね、こちらについては、今平行してとめの控訴の修正作業を行っておりますので、
2:30:34	こちらあのを明日にでも御提出できるように考えて、
2:30:42	そういう基準地震動につきましても同様ですね、
2:30:45	明日12月渡しできるような形で準備を進めておりますので、
2:30:49	本日、
2:30:51	ヒアリングいただきました、敷地内と津波ですから、津波のほうは、今後の修文は大変だと思ってるんでそれほど時間かからないと思うんですがちょっと敷地につきましては厚生棟後、
2:31:05	必要なデータも追加しないといけないかなと思いますので、少しちょっとお時間をいただきたいと思えます。ちょっとこの場で今日明日というふうなちょっと答え方が難しいので、一旦持ち帰ってですね、こちらにつきましては、
2:31:17	改めてご連絡させていただきたいと思っております。
2:31:30	規制庁クマガエです。
2:31:31	じゃあその敷地内については

2:31:35	明日とか
2:31:37	いろいろと出てくると。
2:31:39	いうところだと思いますが
2:31:42	もう一つですね、
2:31:48	今月の審査会合とかを考えるとですね。
2:31:52	次お金ぐらいにはですね。
2:31:54	資料出していただかないと。
2:31:57	いけないかなと思っておりますけど。
2:31:59	だからでしょうか。
2:32:05	はい、中国電力カシマです。水曜日、
2:32:09	出せるようにですね、早速、資料を修正取りかかりたいと思います。
2:32:13	以上です。
2:32:43	木嶋ですけども、水曜日の午後の早い段階にどんどん遅くても、それでも出してもらわないと。
2:32:55	でも、
2:32:59	思ってるようなスケジュールに乗っかっていけないので、
2:33:06	そこよろしいですか。
2:33:09	1年にするのです。了解いたしまして、水曜日の午後、午後の早い段階ですね。
2:33:18	はい。マスト項目で頑張ります。
2:33:21	以上です。
2:35:45	規制庁クマガエです。
2:35:47	あと、事業者さんの方から何か確認したい点等あればお願いいたします。
2:35:56	中国電力カシマですね、こちらからとかございません。
2:35:59	以上です。
2:36:01	規制庁クマガエです。
2:36:03	それでは本日のヒアリングについては以上で終了させていただきます。ありがとうございました。
2:36:09	ありがとうございました。